

## 第2回 まちづくり常任委員会会議録

平成30年3月1日(木)  
委 員 会 議 室

### ○会議日程

- 1 開会宣告(10時30分)
- 2 調査事項
  - (1) 総務財政課所管
    - ①平成30年度幌延町各会計予算(案)の概要について
    - ②IP告知システム更改の検討状況について
  - (2) 建設管理課所管
    - ①ふるさとの森森林公園改修事業計画について
    - ②下平橋概略点検調査業務について
  - (3) 町立診療所所管
    - ①町立診療所病床機能変更について
  - (4) 産業振興課所管
    - ①禁煙外来受診助成事業について
    - ②帯状疱疹予防接種費用の助成について
    - ③幌延町立北星園利用者行方不明案件の示談について
    - ④第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の概要について
  - (5) 産業振興課所管
    - ①幌延町開基120年記念事業について
    - ②幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
    - ③幌延町における風力発電関連事業について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(16時27分)

### ○出席委員(8名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	4番	無量谷隆
委員	1番	富樫直敏
委員	2番	西澤裕之
委員	5番	鷺見悟
委員	6番	吉原哲男
委員	7番	高橋秀之
委員	8番	植村敦

### ○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課長	飯田忠彦

総務 G 主幹	古 草 勝
財政係長	渡 邊 智 民
総務財政G主事	繁 宮 健 太 郎
建設管理課長	島 田 幸 司
建設管理技術長	植 村 光 弘
公園住宅係長	多 田 純 司
土木係長	若 杉 忍
建築係長	相 馬 淳
建設管理G主事	染 野 龍 馬
建設管理G主事	藤 原 潤
診療所事務長	藤 田 秀 紀
診療所事務次長	若 本 聡
保健福祉課長	(藤 田 秀 紀)
戸籍福祉G主幹	村 上 貴 紀
保健センター所長	植 村 美 佐 子
保険推進係長	竹 岡 ひ ろ み
戸籍年金係長	長 山 慎 吾
包括支援係長	山 本 恵 美
保健福祉G主任	清 水 和 也
産業振興課長	山 本 基 繼
企画振興G主幹	角 山 隆 一

○議会事務局出席者

事務局 長	早 坂 敦
主 事	満 保 希 来

齋賀委員長

それでは、ご着席ください。ただいまより第2回のまちづくり常任委員会を行います。  
最初に町長よりご挨拶をいただきます。

野々村町長

皆さん、おはようございます。

第2回のまちづくり常任委員会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。  
先程からも話題になっております、天気の様子が爆弾低気圧的に低気圧2個が合体をしながら本土を通過するという事で、もう既に今朝の特急は走っていったんですけども、その後の特急に北海道56本全て運休ということにしたということが先程ネット上で流れてました。そのぐらい多分、これから大きな天気の変化が起きるんだろうと思っておりますので。盛り沢山の議案でございます。スムーズに進行していただきながら、また早めに帰宅ができるような状態で頑張ってお話をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。先月の23日に引き続き、定例会に挙げる関係の説明ですので、忌憚のないご意見等いただければと思っております。よろしくお願いをいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

本日の出席委員は全員出席であることを皆さんに最初にお伝えしておきます。

なお、調査事項ですけども、総務財政課、建設管理課、町立診療所、保健福祉、それから産業振興課の所管の調査事項であります。この順番に沿ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは最初に、総務財政課所管、平成30年度幌延町各会計予算(案)の概要についての説明を求めたいと思っております。

飯田総務財政課長

平成30年度幌延町各会計予算(案)の概要について、お手元に配付の各会計予算説明資料により、ご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

1、各会計別当初予算総括表をご覧ください。平成30年度幌延町各会計予算の合計は65億9,381万6千円で、前年度当初予算対比3億6,605万6千円、5.9%の増となっております。一般会計予算は53億6千万円で、前年度当初予算対比3億2,700万円、6.5%の増となっております。

下の表、2、当初・繰越予算の状況をご覧ください。平成29年度一般会計予算の繰越明許費は、3月定例会に提案の補正予算で設定予定の1,638万5千円が、平成30年度への繰越となります。この繰越を合わせますと、一般会計の合計は53億7,638万5千円。全会計の合計は66億1,020万1千円の予算規模となります。

それでは、一般会計予算の主な増減について説明いたします。

初めに歳入ですが、9ページをお開きください。

1の1、歳入款別予算額の内訳の右側の増減欄をご覧ください。1款、町税では2,163万8千円、3.3%の減となっておりますが、償却資産に係る固定資産税の減少が要因です。9款、地方交付税では8,300万円、3.7%の減ですが、予算額は21億4千万円を計上

しています。内、普通交付税では、基準財政需要額の歳出特別枠の廃止や、旧町立病院に係る病床数算定の特例措置の終了などで、1億1,300万円を減額して、19億4千万円を計上。特別交付税は3千万円を増額して2億円を計上しています。

12款、使用料及び手数料では、3,597万6千円。25.4%の増で、主な増減としては、歯科診療所報酬使用料600万円の増と、新たに産業地域振興センター使用料2,839万7千円を計上しています。

13款、国庫支出金では2,851万4千円、12.5%の増で、主な増減としては、障害者介護給付訓練等給付費376万3千円の増、社会資本整備総合交付金3,074万3千円の増と、事業の終了により、臨時福祉給付金支給事業641万3千円の減です。

次に15款、財産収入では、574万9千円、9.3%の増で、主な増減としては、乾草売払収入で459万8千円の増です。

17款、繰入金では8,980万円、28.3%の増で、主な増減としては、ふるさと創生基金6,999万円の増、エネルギー施策等振興基金638万円の減、公共施設等整備基金4,214万円の減、新たに財政調整基金6,540万円と心象記念文化振興基金280万円を計上しています。

19款、諸収入では3億142万7千円、299.0%の増と大幅な増になっています。主な増減としては、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業受託事業収入2億9,761万円の増と新たに雑入で産業地域振興センター利用者分439万2千円を計上しています。

20款、町債では4,570万円、5.2%の減で、主な増減としては、上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業2,020万円の増、橋梁長寿命化事業1,830万円の増、グループホーム支援事業7,010万円の減、新たに医療技術職員住宅整備事業1億30万円と水素付消防ポンプ自動車整備事業5,550万円を計上しています。また、事業の完了により間寒別分遣所整備事業1億8,240万円の減となっています。

次に歳出ですが、14ページをお開きください。

上の表1の1、歳出款別予算額の内訳の増減欄をご覧ください。

1款、議会費では、438万8千円、8.5%の減で、主な増減としては、職員人件費445万6千円の減です。

2款、総務費では、8,212万2千円、11.6%の減で、主な増減としては、遠別中継局管理負担金が放送機更新により、1,673万2千円の増、公共施設整備積立金が産業地域振興センター使用料の利益により、1,424万の増と新たな事業としてホームページサーバー公開事業1,101万6千円、産業地域振興センター運営事業1,858万5千円、開基120年記念関連事業1,211万2千円を計上しています。また、事業の完了により、役場庁舎改修事業1億7,304万9千円の減となっています。

3款、民生費では、3,005万5千円、5.2%の減で、主な増減としては、こぞくら荘運営費支援事業補助金1,188万7千円の増と介護保険特別会計繰出金1,524万8千円の増と新たな事業として、出産祝金及び養育手当支給事業706万4千円を計上しています。また、事業の完了により、グループホーム建設支援事業補助金7,101万円の減、臨時福祉給付金支給事業641万3千円の減となっています。

4款、衛生費では、1億2,158万6千円、25.4%の増で、主な増減としては、町立診療所繰出金医療技術職員住宅建設事業などで、8,625万9千円の増、町立歯科診療所

運営事業が医療機器購入などで、1,345万6千円の増と新たな事業として、患者輸送バス整備事業766万8千円、医療職員養成修学資金貸付事業480万円を計上しています。

6款、農林水産業費では、3億6,666万円、67.4%の増で、大幅な増額となっています。主な増減としては、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業、2億9,440万円の増、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業1,844万2千円の増、北海道派遣職員給付費等負担金992万9千円の減、農業用水道施設改修事業2,367万6千円の減です。また、新たな事業として、酪農肉用牛増産近代化施設整備事業補助金4,500万円、新規就農者支援事業360万円を計上しています。

7款、商工費では、1,489万円、11.3%の増で、主な増減としては、幌延豊富広域観光促進事業の完了により、300万円の減と新たな事業として、商工業経営力向上促進事業1,500万円、商工業雇用促進事業180万円を計上しています。

8款、土木費では、1億197万円、14.9%の増で、主な増減としては、橋梁維持補修事業1,979万8千円の増、橋梁長寿命化改修事業4,375万3千円の増と道路改良事業で、町道幌延下沼線1,168万円の減、問寒中間寒線2,372万4千円の減、幌延北進線1,175万4千円の減です。新たな事業として、町道中間寒線橋梁新設事業5,374万6千円、ふるさと森森林公園改修事業8,365万4千円を計上しています。また、事業の完了により、道路センター補修事業867万3千円の減、道路改良事業で、町道下沼線2,791万3千円の減、中間寒上問寒線940万円の減です。

9款、消防費では、1億4,852万5千円、42.2%の減で、北留萌消防組合負担金1億4,913万3千円の減が要因です。組合負担金の主な増減は、水槽付消防ポンプ自動車及び連絡車購入と旧問寒別サイレン塔撤去工事で6,884万9千円の増と問寒別分遣所建設事業の完了により2億3,077万5千円の減となっています。

12款、公債費では、1,141万1千円、1.0%の減で、元金475万9千円の減、利子665万2千円の減で、ハード事業に係る町債の償還金の延長と借入残高の減少により、償還金が減額になっています。

以上が歳出の主な増減です。

19ページをお開きください。

(6)町債の発行事業をご覧ください。

一般会計の町債の平成29年度末、現在高は39億6,655万5千円の見込みで、30年度の発行見込額は8億3,820万円。償還元金は11億1,112万5千円。30年度末現在高は36億9365万円になる見込みです。地方交付税の算定方法の改訂などにより、交付額は毎年減額され、町の一般財源も減少しているため、財政運営が厳しくなってきましたので、平成29年度の借入から辺地過疎対策事業債等のハード事業の償還期間を5年から10年に延長して、償還金を抑制し、公債費の負担軽減を図ることとしております。

20ページをお開きください。

(7)基金積立取崩額及び充当事業をご覧ください。

一般会計が所管する基金の平成29年度末、現在高の合計は49億6,773万8千円の見込みで、平成30年度の積立金は9,505万7千円。取り崩し額は4億662万円で、30年度末の基金現在高の合計は46億5,617万5千円になる見込みです。取り崩しの主な基金は、財政調整基金6,540万円。ふるさと創生基金1億702万円。エネルギー

施策等振興基金 3,505 万円。公共施設等整備基金 6,910 万円です。地方創生事業や公共施設等の整備補修事業の増加により、基金に依存する予算となっていますので、将来を見据えた健全な体制に努めて行く必要があります。

25 ページから 31 ページは、主な事業の概要と繰越事業の概要を掲載しております。

32 ページにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業を再掲し、まとめた表になります。

33 ページからは、特別会計の概要を掲載しています。

はじめに診療所特別会計ですが、(1) 歳入歳出款別予算額の内訳をご覧ください。予算額は、4 億 2,076 万 8 千円で、前年度との増減は 9,935 万 1 千円、30.9%の増です。主な増減としては、歳入では、入院料 2 億 1,980 千円の増、外来診察料 8,985 千円の増、繰入金は医療技術職員住宅整備事業などで 8,625 万 9 千円の増です。歳出では、診療所人件費 1,152 万円の増、診療所業務費 1,234 万 9 千円の減と新たに医療技術職員住宅整備事業 1 億 43 万 6 千円を計上しています。

次に 34 ページの国民健康保険特別会計は、予算額 2 億 4,639 万 3 千円で、前年度との増減は 5,661 万 2 千円、18.7%の減です。平成 30 年度から国民健康保険の都道府県化に伴い予算科目の一部を廃止、または新設しています。主な増減としては、歳入では、国民健康保険税 2,953 千円の増、道支出金 1 億 1,860 万 2 千円の増、繰越金 858 万 6 千円の減、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の予算科目は廃止になります。歳出では、総務費で都道府県化に伴う事務処理、システム導入の完了などで 1,537 万 4 千円の減、保険給付費で 1,377 万 7 千円の減、諸支出金で交付金の清算返還金の減により、850 万 6 千円の減と国民健康保険事業費納付金は、北海道への保険料を納付するための新しい予算科目で、9,802 万 9 千円を計上しています。また、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金の予算科目は廃止になります。

35 ページの後期高齢者医療特別会計は、予算額 5,789 万 6 千円で、前年度との増減は 593 万、11.4%の増です。主な増減としては、歳入では、後期高齢者医療保険で保険料改定により 1,016 千円の増、繰入金で総合行政システム機器更改などで、491 万 4 千円の増です。歳出では、総務費で、総合行政システム機器更改により、434 万 6 千円の増、後期高齢者医療広域連合納付金 1,584 千円の増です。

次に 36 ページ介護保険特別会計ですが、保険事業勘定では、予算額 2 億 6,138 万 8 千円で、前年度との増減は 2,304 万 8 千円、9.7%の増です。主な増減としては、歳入では、介護保険料の改定により、404 万 3 千円の増、繰入金で一般会計繰入金と介護給付費準備基金繰入金の増加により、2,100 万 2 千円の増、繰越金 583 万円の減です。歳出では、総務費で地域おこし支援センター職員の増員などで、1,250 万 6 千円の増、保険給付費 1,445 万 9 千円の増、予備費 541 万 6 千円の減です。

37 ページの介護サービス事業勘定は、予算額 821 万 5 千円で、前年度との増減は、32 万 8 千円、4.2%の増です。主な増減としては、歳入では、サービス収入でサービス計画の作成件数の減少により 82 万円の減、一般会計繰入金 1,148 千円の増です。歳出では、総務費で人件費の増加により 14 万 5 千円の増、事業費で研修経費などの増加により、18 万 3 千円の増です。介護保険特別会計の予算総額は 2 億 6,960 万 3 千円、前年度と

の増減は、2,337万6千円、9.5%の増となります。

次に38ページの簡易水道事業会計は、4,881万8千円で、前年度との増減は1,032万6千円、17.5%の減です。主な増減としては、歳入では建設事業の完了などにより、繰入金636万9千円の減と町債350万円の減です。歳出では、水道管理費で、水道管路図デジタル化業務などの完了などにより、835万4千円の減、水道整備費では、問寒別排水地水位計設置工事の完了などで368万7千円の減、積立金249万9千円の増です。

次に39ページの下水道事業特別会計では、予算額1億9,033万8千円で、前年度との増減は2,266万3千円、10.6%の減です。主な増減としては、歳入では、下水道施設改修事業の減少により、国庫支出金1,235万円の減と、町債1,090万円の減です。歳出では、施設管理費で、下水道管理センター維持管理業務の増により1,126万1千円の増、施設整備費で下水道施設改修事業の減少により、3,121万6千円の減、個別排水施設整備費で、合併浄化槽設置工事の減少により、個別排水施設整備費443万9千円の減です。

以上で、平成30年度幌延町各会計予算の概要についての説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

説明資料について、何か伺いたいことは委員の皆さんありませんか。

西澤委員

3ページの3番、各会計別当初予算の規模の推移で、29年度の次が29年度なんです、これは30年度で。良いですね。

(「はい」の声あり)

齋賀委員長

他にありませんか。

それでは、説明資料の中身これについては、また閉じたいと思いますので、よろしく願います。

それでは2番目、IP告知システム更改検討状況についての説明を求めたいと思います。

飯田総務財政課長

IP告知システム更改の検討状況につきまして、報告させていただきます。

現在使用しています「知らせますケン」などのIP告知システム、幌延町情報通信施設は、平成22年度に整備を行いまして、平成23年4月に運用を開始してから、約7年が経過し、経年劣化により、告知端末機の故障が増え、安定的な運用が困難な状況になってきています。告知端末機や、サーバー等の保守期限も迫っていることから、通信機器などのシステム更改が求められていますが、その更改には多額な費用が必要となり、補助金などの財源確保も厳しい状況にあります。現在、IP告知システムのメーカーであります、NTT以外の会社からも、新しいシステムの提案を受けており、設置自治体で組織しています、情報通信基盤利用研究会において、検討を行っているところです。検討状況の詳細につきましては、総務G主幹古草主幹より説明申し上げます。

古草総務G主幹

それでは、資料に基づきまして、説明をいたします。

1枚目ですが、IP告知システム更改の検討状況についてということで、ただいま飯田課

長の方から説明ありましたとおり、現在導入している I P 告知システム「知らせますケン」は、平成 23 年 4 月より運用しておりますが、導入から約 7 年が経過し、経年劣化による告知端末機の故障が増えております。また、保守期限も平成 31 年 12 月末とされていることから、またサーバーですね、配信サーバー。これはお知らせを配信するサーバー。それから、S I P サーバーというのが、テレビ電話に使用しているサーバー。別々のサーバーを持っておりますけども、これについても、当初 5 年の保守契約を結んでおりましたが、これまで 2 年間延長して運用しておりました。しかし、平成 31 年 3 月末に保守期限を迎え、これ以降の保守の延長については、メーカーと現在 N T T が交渉中でございますが、仮に保守が可能となっても、保守費用は今よりも高額になるということが想定されております。しかし、I P 告知システムは、住民の生活に浸透しておりまして、行政情報や防災情報伝達のために必要なツールであり、継続して安定的にシステムを運用していく必要があることから、時期 I P 告知システムへの更改を進めております。

時期 I P 告知システムへの更改については、補助金や交付金等の財源措置が現在無いということから、町単費で実施しなければなりません。数社から見積もりを取ったところ、概算で約 1 億円前後の費用が見込まれております。このことから、起債等も活用できないかという検討も視野に入れながら、当町にとって最適なシステムとなるよう検討を進めております。

下の方に今後更新予定の機器が書いてあります。

まず、各世帯に配置しております I P 告知端末機これについては、今回更改対象となっております。また一緒に配置しております、ONU というグレーの箱の機械なんですけども、こちらは安価な機械であることから、故障ごとに購入をして、更新しております。また、難視聴世帯につきましては、V - ONU という別の機械もついてまして、テレビのアンテナ等告知システムに分ける装置があるんですが、こちらについても故障ごとに購入しております。

また、配信に必要な機器ということで、幌延のセンターと問寒別サブセンターに置いてある機器ですが、まず配信用サーバー、これと S I P サーバー電話用が今回更改対象となっております。この他に配信装置ですとか、テレビを再送信する機器、それから局舎内に置いてある無停電装置ですとか、エアコン、また局舎全体の保守費用というのにもかかっておりまして、当面保守で対応しておりますけども、製造から 10 年から 15 年程度で更新しなければならない、または塗装等しなければならないということが、考えられております。

1 番後ろの方に図面が付いておりますが、現行の I P 告知システムの配信方法ということで、役場の方で入力したものが、幌延局舎にあるサーバーに溜められまして、そこからテレビのアンテナを通したものとミックスして、配信装置から配信されると。各家庭の告知端末なり、テレビへデータを送ると言うシステムになっておりますが、このうち今回幌延局舎内にあるサーバーと各世帯に置いてあります告知端末機、これが更新の対象となっております。

戻りまして、2 枚目ですが、これまでの情報通信基盤利用に係る研究会での検討状況を簡単にご説明いたします。まず、平成 26 年 4 月に開催されました、第 7 回研究会におきまして、現行システムの開発会社であるアイコミュニケーションより、新潟県の方で 3 自治



体が合併に伴い、サーバーを統合して共同利用して、更新費用を低減したというような事例発表がまずされております。

平成27年5月の第8回研究会では、今後の各自治体の機器の耐用年数を迎えることによって、更改が必要となるということが議題になりまして、更改費用を安価にするために全自治体で同じ機械を購入するですとか、サーバーをクラウド化して、一元管理するというような方向性を研究会として固めていきたいというような課題提起がされております。

平成28年11月に開催された第9回研究会におきましては、今後どう維持していくかという方向性を共通の課題として整理したいとの提言が喜茂別町長よりありまして、現行システムのNTTの方から、保守期限や更改費用について説明を受けた他です、ジャパンケーブルキャストという別の会社からもインターネット経由の新たな告知システムについて概要の説明を受けております。意見交換では、サーバーのクラウド化の可能性ですとか、財源の確保について議論されております。

昨年4月に行なわれた第10回研究会では、担当者の他に参加できる首長も参加しまして、NTTからのサーバーの共同構築、共同利用の新システムについて提案を受けた他、ジャパンケーブルキャストからも、クラウドを利用した新システムについて概算金額も含め、提案がされました。ただ、費用がどうしても高額ということで、参加した町村長からは、国に対する制度対応の要請について意見が出されたところです。

また、昨年10月に開催された第12回研究会は、研究会に参加してる自治体の全町村長が集まりまして、意見交換を行っております。それぞれの導入にかかるメリット、デメリットについて議論を交わして、情報共有及び課題整理を行っております。

本年入りまして、1月に第13回研究会ということで、喜茂別町の方から、中央要望の結果ですとか、起債の可能性について報告があったほか、今後は単独市町村ではなくて、新たに任意協議会を設置して、プロポーザルにより導入システム業者を決定して、皆さんで同じものを使っていこうというような提案がされております。現在設立目的ですとか、協議会規約、それからプロポーザルの要領等、または既に更新が終わっていて、当面更新しないような町村もその協議会に入るのかとか入らないのか、というようなことが協議されたんですけども、その研究会では意見がまとまらずに現在も継続審議されているという状況でございます。

以上、簡単ですが、これまでの研究会での検討状況をご説明いたしました。

斎賀委員長

ただいま説明のありました、IP告知システムの更改の検討状況についての委員皆さんの意見をまとめたいと思います。発言のある方は、指名を受けてから発言してください。

無量谷副委員長

素朴な質問なんですけども、このクラウド方式って、サーバーって、どういうことなの。あまりわからないんですけど。

古草総務G主幹

クラウドについてご説明いたします。先程1番最後についてあります絵で説明いたしますけども。今までは、幌延町の方にサーバーを持っていて、そこにデータを送り込んで、まっすぐ皆さんのお宅に配信するという流れになっておりましたが、今後クラウド方式というのは、インターネット回線を使って、データセンターというところにあるサーバーにデータを

送り込んで、そこから皆さんのお宅に配信されるということになります。このクラウドというのが、インターネット回線上にあるデータセンターを使うんですけども、データセンターどこということはございません。民間のデータセンターを使うんですけども、住所とか何とかってというのは機密になっておりまして、どこにあるどんな建物ってというのは、秘密事項になってますけども、そこにある24時間365日しっかり管理された民間のデータセンターに置いてあるサーバーを使用料、利用料を払って、そこを使わせてもらうという形になります。利用料を支払うと。そのかわり、サーバーや機器については、そのデータセンターがいただいた利用料で更新をしていってという運用をしておりますので、自分達でサーバーを用意するといったことは無くなります。その更新費用は無くなる。ただし、毎月利用料の方がかかってくるというような流れになります。以上です。

無量谷副委員長

そしたらこれ、インターネットだから、光ファイバーの有線って形でなると思うんですけど、これ災害でどっかデータセンターまでは多分遠く離れたところにあると思うんですけど、幌延からの中間の光ファイバーがもし切れた場合は、迂回路とかそういう回線でやるのか、1回線でこうずっと繋がっていくのか。その辺ちょっと聞きたい。

古草総務G主幹

うちの町で例えば災害が起きて、うちの町の幌延局舎が被害を受けて、その施設にダメージを受けてしまうと、そこから先の通信は途絶えてしまいます。ただし、その間が生きていれば、NTTの持ってる、または他の会社でもあるんですけども、インターネット回線につきましては、かなり冗長化されてまして、こっちの線が駄目でもこっちの線っていうようなバックボーンになっておりますので、何と言うんでしょう。うちの町の役場から局舎、または局舎に置いてある機械が故障しない限り、そう簡単には途切れるということはないかと思えますけども、やはりこの辺で災害が起きた時には、通信が途絶える。または道内で大きな災害が起きて、その幹線ですね、NTTの幹線ですとかが、通信ダウンした時には。NTTですとか、そういった方の責任で衛星を使ったりということはあるかもしれませんが、復旧までには時間がかかる可能性もありますし、そこは通信が途絶えると言う可能性は0ではございません。

西澤委員

今、研究会での検討状況ということで、時系列で見ておりますけれども、今後どのように研究会のスケジュールが決まっているのでしょうか。

古草総務G主幹

先日の会議で出された日程スケジュール案といたしましては、4月に北海道町村会の町村長が集まる総会がありますので、その際に関連する町村長が集まって、協議会の設立総会を開催したいという事務局の案がございました。また、その日のうちにプロポーザル、審議も進めて業者も決めてしまいたいというような意見があったんですが、そこについては、他の委員の方から、他の町村の方から、早急すぎるということで、同日でのプロポーザルはやめた方が良くないのかという意見も出されて、結局そこで事務局の案がまとまらなかったということなんですが、事務局としては、協議会の設立は4月に想定しております。ただ、業者が決まるのがその後いつになるかっていうのはまだ継続審議されてる状況です。

西澤委員

31年12月っていうのと、31年3月で更改を迎える機種があるので、約1年の間に幌延町としても判断しなきゃならないんだなという風に思っていますし、住基ネットの中のやつもクラウドでやっているの、そういう経験はうちの町はあるんだろうなという風に思っています。その中で今、方向としてこのクラウド方式で行くんだらうなという風には思いますが、ここに賛同している、感触でも良いんですけど、現在何自治体でしょうか。

古草総務G主幹

現在、協議会に加盟しているのが、15自治体ございます。ただ、そもそもこの協議会には入らないよと言って、抜けている町村も数町村ございますし、今後の協議会の動向によっては、更に離脱する町村もある可能性はございます。ですので、見積もりを取った際も、15町村で行った場合と10町村で行った場合というような形で、複数の案を貰ってはおりますが、これもまた、協議会の規約ですとか、そういったものが決まってくないと、なかなか町村としても判断ができないのかなと思っておりますので、全ての今入っている、研究会に入ってる自治体が全て協議会に移行すると言われると、そこはちょっと微妙な感がございます。

飯田総務財政課長

補足なんですけど、うちの町もまだそこら辺で、検討の段階なわけですね。色んな会社から色々な提案を聞いておりますので、どこが1番ベストなのか。クラウド方式は、クラウド方式になっていくという流れかなと思うんですけど。どうしても、サーバーを各自治体で1つ1つ持ってそれを更新していくとなりますと、更新費用が5年から6年毎に多額の費用が発生しますので、それですとやはり複数の自治体で、クラウド方式のサーバーを持つ方が、絶対管理的には安くなると思うんですけど。どのようなIP告知システムを運用していくのかっていうのは、それぞれのメーカーによって、ちょっと違うわけなんです。それを検討しておりますし、研究会が今協議会になろうとしている段階で、その事業の進め方も、町によって、30年度からすぐやりたいって言うところもありますし、いやいや、うちの町は31年度だって。ちなみに幌延町は31年度って考えていたんですが、喜茂別さんは、もう30年度から手掛けてやっていきたいとあって、そこら辺が自治体によってかなり温度差が違うものですから、そこら辺をもう少し協議していかなければならないのかなという風に思っています。

西澤委員

今課長のおっしゃるとおりかなと思いますし、それぞれの自治体、やりたいこと、協議会の中で、協議していくんだらうなという風に思っています。その中で、数自治体が集まって、クラウド方式になると自分の町だけでこういうことやりたいって言うても、機種が合わないとか、できないことも多々出てくると思いますので、今後、研究会が協議会になり、その中で議会としても、情報交換等をしたいと思っておりますので、その辺の情報を議会に挙げていただきたいという風に思います。よろしくおねがいします。

斎賀委員長

他にありませんか。

吉原委員

今度、各自治体で、サーバーを持たないで、インターネット回線使うとなった時に、この同じ回線を使ってるその自治体との互換性というのは持てるんでしょう。つまり繋がるか、

繋がらないか。

古草総務G主幹

現在提案を受けてる中では、同じ基盤を利用する自治体同士の繋がりは、出てくるという風に説明を受けておりますので、他の町のお知らせを見れたり、他の町との無料電話ができる可能性はあるということにはなっておりますけれども。結局、通信の回線の太さだったりということがネックになってきますので。当然、やりたいことをどんどんやってしまうと、通信の回線が太くなって、相当な回線使用料を払わなきゃならないとかっていうこともございますので。そこは、どこまでの機能にするかっていうのを今後検討していかなければならないかなと思っておりますが、他の町でも同じ基盤を利用している町村との繋がりというのは、当然できてくるのかなと思っております。ただ、他の町の見れるようにするかとどうかというのは、取り決めになりますので、機能としては可能ですけどもということなんです。

吉原委員

それと、IP端末を持ってる市町村っていうのは、そんなに沢山ない。天塩だとか、豊富だとかはほしいとは言ってもなかなかつかない。その辺の新しく入って来るって町村っていうのはあるんでしょうか。

古草総務G主幹

現在、喜茂別で考えている協議会の方でも、新たな導入する市町村というのを募っていこうという流れにはなっておりますけども、流石にクラウドを利用するとはいえ、数億円のお金がかかってくるお話になりますので、新規で導入することは可能ですけども、今現在はうちが使ったような補助金ですとか、交付金という制度がないと。本当に単費で入るであればということになりますので、新規でどんどん加入していくというのは、可能だと思います。

斎賀委員長

他にありませんか。

では無いようですので、私の方から1点良いですか。

1番最初のページに当町にとって最適なシステムとなるよう検討を進めております。ってことなんでね、今現在幌延にとって、最適なシステムというのは、どういふようなのが最適なシステムだと思って、会議に参加されているのかお伺いしたいんですよ。というのは、今まで委員会で話あった、画面が小さいから年配の方困っているから、テレビに繋いで、テレビの画面でも見れるとか、動画配信とか、そういうのが当町の最適なシステムとして捉えて、会議に参加しているのか。それとも、また別なシステムを幌延町は考えて、会議に参加しているのかっていうのを伺いたいと思います。

それと2点目はね、今年だったか、いつかわかんないんですけども、民放のテレビで、各町村の自治体の情報を流すサービスを始めるって言ってますよね、民放テレビで。だから、テレビ画面で、幌延でやってるやつ、どういふ内容かどういふ規模かわかんないんですけども、そういう民放テレビが町村情報を委員会だか、手数料払ってくれる、テレビで町村情報流すってやってます。宣伝してます。それらの情報あったら、教えてほしいなど。もしかしたら、そっちの方が使えて、こっちの方が安価な値段でね、何か使える様な方法が取れるんじゃないかなと思ったんで、その2点をお伺いします。

古草総務G主幹

当町にとって最適なシステムということで、お知らせしますけども、運用上どういふ風に皆

さんに情報を伝えるかという、運用上の最適化ですとか、先程おっしゃいました、テレビに映るといことも、当然可能ではあります。ただし、それをやるとテレビ電話が使えなかったりとか。メリット、デメリットございますので、その辺を1度整理してですね、この会社はこういうができる、この会社はこういうことができるというのをまとめながら、うちとしては、こういうところをやっていきたいんだというのを決めていこうと思っております。最低限、今やってるお知らせ情報の配信、それから防災情報の配信。また、防災情報の方も今後、防災無線の更新もございますので、そちらとの連携ができるかどうかですとか、様々な今、こんなことができますという提案貰っておりますので、その中を見ながら、当町がやりたい、やっていきたいという部分ができるシステムを選びたい。また、運用費用が安価になるようにしたいというところを検討しておりますので、最適システムって、それぞれの町によって多分違うと思うんです。この会社を変えてしまうと、今使ってる告知端末がまったく使えなくなりますので、更新してる間は、どちらにも入れなきゃならないとかっていうような運用面のメリット、デメリットっていうのもあるんですよ。ですので、その辺も勘案しながら、やっていこうと思っておりますので。最適なシステムというのはこういったものというのは、決まっはいいないです。現在、それも検討していると。その中からここが最適だなというラインを見つけていこうと思っております。

飯田総務財政課長

補足なんですけど、今の機械が電話型のボタン押しですか、お年寄りのこと考えますと、タブレット型の提案もあるわけなんです。そうすると操作性が、押した感触がわからなくて、タブレットに慣れてない方には、なかなかそれが不向きなのかなとか、機種の部分と今言ったソフトの部分と言うんですか、そこら辺両面も考えてなきゃならないのかなとは思っております。タブレット式ですと、どうしても、町内電話していると思うんですけど、お年寄りの方ですと、そこら辺の画面の中の電話を、どうしてもボタンを押さないと感触が掴めないという方が結構いらっしゃるわけなんです。あと、画面は今よりも大きな画面にできればしたいとあって、そういうことも色々あるんですが、それもやっぱりメーカーによって異なってきますので、そこら辺も全体的に含めて、1番良いものを選んでいければと考えております。

それと民放の方の情報発信なんですけど、それにつきまして簡単なパンフレットみたいなのが以前、来てたんですが、その情報発信をどうも見ますと、dボタンを押して、情報を見るっていう感じがどうも主なんです。そうなりますと、緊急情報ですとか、dボタンを押していかなければ、その情報が見れないので、積極的な情報発信には向かないのかなと。やはり今のが1番良いのかなとは思うんです。そんなところもあって、札幌とかの大きな市ですと、これだけの告知端末を全世帯に置くなんてなりますと、莫大な費用がかかりますから、そういう都市部では、そういうシステムを利用するっていうのが、考えられるのかなと思いますけど、今うちの町各戸にこういう告知端末機が置いてるわけですので、それを更新する方が良いのかなという風には思っております。

斎賀委員長

わかりました。今後色々な情報が入ったり、また決める時に情報交換をよろしくお願いたいと思います。

それでは、IP告知システム更改の検討状況についてはこの辺で閉じたいと思います。

30分まで休憩してください。

(11時22分 休憩)

(11時30分 開議)

休憩をといて、会議を再開します。

調査事項2番、建設管理課所管ふるさとの森森林公園改修事業計画についての説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

昨年の6月の常任委員会においてご説明させていただきましたふるさとの森森林公園改修事業計画につきましては、平成29年度より、2カ年の事業期間で整備を進めております。平成29年度において、一部改修工事ならびに各種調査設計も終了しておりますことから、改めて平成30年度における事業内容についてご説明させていただきます。それでは、担当の多田係長よりご説明させていただきます。

多田公園住宅係長

それでは私から、ふるさとの森森林公園の改修事業計画について、ご説明させていただきます。

お手元の資料1、年次計画をご覧ください。

ふるさとの森森林公園の改修は、29年度と30年度の2カ年で整備する事業でありますので、29年度と30年度で実施するそれぞれの整備内容に対する事業費をお示ししております。

既に昨年6月の常任委員会で2カ年の整備内容、概算事業費をご説明しているところですが、30年度に整備しようとする事業費につきましては、精査の結果、予算要求額がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

その前にまず、29年度の決算見込みをご報告させていただきますと、2,534万7,600円の決算見込みで、予算と比較しますと、162万1千円の減となっております。30年度では、昨年6月の常任委員会でご説明した事業費平成29年6月7日開催常任委員会説明時と30年度で予算要求しようとする事業費で比較を示しております。30年度は、炊事場改修やアスレチック遊具の撤去改修、トイレ解体、新設工事、トイレ新設監理業務、排水や園内通路、駐車場等の公園内敷地整備を実施することとしていますが、昨年6月にご説明した事業費を上回ることになりました。増額の主な要因として、施設改修では、炊事場の改修で、塗装の他、屋根葺き替えを行うこと等での増額。また、排水や園内通路、駐車場等の公園内敷地整備につきましては、昨年6月時点では、まだ青写真段階での積算でありました。当初、計画段階では、想定していた区画面積を持って、暗渠による水捌けの悪さを解消する予定でしたが、調査した結果、更に広範囲に渡る面積が必要となりました。トイレにつきましても、調査の結果、杭の本数が増えたなどの理由により、増額となっております。それらの影響により、30年度で整備する全体事業費では、昨年6月時点でお示した6,355万8千円から、1,669万7千円増の8,025万5千円となっております。

資料2をご覧ください。キャンプ場内を走る青色の線が暗渠排水管で、入り口付近町道1号線側に横断管が敷設される格好となっております。また、入り口からバンガローに繋がる茶色でお示したものは、車でバンガローまで通行可能な園内通路を設けたもので、車をバンガローに横づけできるスタイルとなっております。更にその途中には、キャンプサイトを

利用される自転車やバイク利用者のための専用駐車場を設けることといたしました。

資料3の1と資料3の2をご覧ください。

新設するトイレの平面図と立面図でございます。トイレにつきましては、オープンしている5月から10月までの間、24時間利用できる状況のため、できるかぎり死角を作らない開放的な建物としています。男子トイレは、大小一カ所、女子トイレは大1カ所、多目的トイレは車椅子の方も利用できる作りとなっています。また、トイレ入り口には、炊事場も2カ所設置しております。なお、閉鎖期間は入口全てをシャッターで閉じる造りとしております。

以上、ふるさとの森森林公園の改修事業計画について説明させていただきました。

齋賀委員長

ありがとうございました。

この件について、委員から意見を求めたいと思います。

西澤委員

トイレに新たに炊事場を増設という形になるんでしょうけれども、既存の炊事場を残しつつ、新たに炊事場を増設するこの考え方についてお伺いします。

島田建設管理課長

ただいまのご質問ですけれども、基本的にバンガロー利用ですとか、あとキャンプで来られた方の簡易的など言いますかね、そういう方の利用のための炊事場がトイレの方に新設されるという考えと。あそこで見るとバーベキューとかやってる方がいらっしゃるの、そういう方が新しいところですね、網ですとか、そういう物を洗われると傷も付いたりですとかしますんで、そういう物については、今既存である炊事場がありますんで、そちらの方を利用していただくというような考えです。

齋賀委員長

他に委員ありませんか。

(一 同 無 言)

無いようでしたら、私から1点関連でいいですか。

トイレの方の炊事場はね、生ごみとか多分出てくると思うんですけど、そういうのなげてしまって、トイレの方の汚水桝とかがって全然別なんですか。それとも一緒にしちゃって大丈夫なんですか。それとも何か別の方法でやるんですか。それを関連でお伺いします。

島田建設管理課長

基本的には、その辺は利用者のモラルの問題だとは思いますが、そういうことも想定されるのかもしれませんが、基本的に生ごみですとか、そういうのは捨てるような場所は今のところでは考えていません。持ち帰っていただくというような考えですね。それで、状況を見て、もしそういうことが起きれば、それを啓発するようなものを貼るとか、そういうことも必要になってくるのかなと思いますけども、いずれにしても使用を供用開始してみないと何とも言えないんですけども、と思います。

齋賀委員長

わかりました。すいません。他にありませんか。

無いようでしたら、これでふるさとの森森林公園改修事業改修計画について閉じたいと思いますが、また情報交換をよろしくお伺いします。

続きまして、下平橋概略点検調査業務についての説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

昨年9月の常任委員会において、ご説明させていただきました、雄興1号線にかかる下平橋の概略点検調査業務について業務が終了いたしましたので、点検結果の内容を植村技術長よりご説明させていただきます。

植村建設管理課技術長

平成29年度施行、下平橋概略点検調査業務の診断結果を報告させていただきます。

まず結論から言いますと、各カ所点検した総合判定は、Ⅳ段階うち、Ⅲ判定相当であるとの報告を受けました。Ⅲ判定とは、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に処置を講ずる状態ということです。

この診断の判定結果の元となる、点検方法は、主桁、橋台、橋脚等の各部材ごとを打音検査、触診、及び近接の目視を行い、以上の有無を確認するものです。その確認結果の損傷度をa～eで判断します。1枚目の資料での2の点検結果表の右下、着色されているところなのですが、この損傷判定度の表をご覧ください。a～eまでの判定が記載されております。各部材の点検結果をこの表の判定に従って、損傷度を決定しているのが、2の点検結果一覧表となっております。

1枚目の資料で3の診断結果の表をご覧ください。

部材ごとの健全性診断区分と各部材の変状を記入しております。ここでは、主桁、床版、支承部がⅢ判定、横桁、下部構はⅡ判定の結果が出ております。これらの判定を総合的に評価すると、1番右端になるのですが、Ⅲ判定相当の診断結果となっております。

次に各主構造について詳細を説明します。資料2枚目も参考にしながらお願いします。まず、上部工なのですが、主桁、横桁等の工材は、防食機能の劣化による錆が発生しておりますが、鉄道橋から道路橋に変更された際、改修時に塗装を行っていることから、強度は保たれております。これは、昭和53年に拡幅工事をやっておりますので、その時に塗装しているものと思われます。床版は、コンクリートの浮き、それから剥離、および一部鉄筋の露出が確認されており、早期の補修を要します。

次に支承についてですが、本体およびアンカーボルトは、経年劣化および防水および排水溝不良によって、腐食が発生し、腐食膨張が見られますが、機能性を及ぼす影響は少ないということです。が、支承部においては、所々でベースプレート、あるいは沓座モルタルのところに隙間ができておまして、支点沈下だとか、そういった疑われる箇所があることから、早い時期に交換する必要がありますということです。

次に下部工なのですが、橋台、橋脚の下部構造については、浮き、剥離、ひび割れ等が発生しているものの、小規模であり、耐久性に及ぼす影響は小さいということです。

次にその他防護柵は、ガードレールのボルトの欠損が見られ、対比上、これについて踏み版がちょっと腐食して、建ち入りしない方がよいということで、現在ロープで保護しております。防護柵の方については、橋の点検結果の方からは、重要視はされておられませんので、この診断結果の方にはあまり影響はされておられません。以上の点から先程も述べましたが、総合的に判断した結果、Ⅲ判定相当の診断結果が下されました。

次に前後の擁壁なのですが、橋台の起点側と終点側の袖擁壁ですね、川側。これの橋台と擁壁の間に10cm程度の隙間と空洞が確認されておりますが、表面上のもので今すぐ重大



な危険性があるわけでないとの見解ですが、雪解け後、町の方で再確認をいたしまして、状況によっては、その穴埋めとか、それを行いたいなという考えでおります。

次に山側に設置されている擁壁なんですけど、これはひび割れが縦横に入っていて、ずれが生じている形跡は無いということで、この擁壁については、山を止めるための構造物ではないんで、切り路面の崩土を防ぐための設置ということなんです。

次に下平橋の3枚目になりますけど、概算工事これについて説明します。3枚目、下平橋概算補修工事費・概算委託設計費の資料をご覧ください。点検結果を元にケースAから、ケースEの5段階で、想定して、補修工事費を町概算で算出した表となっております。また各ケースごとの補修箇所、補修工期および備考欄も一緒をご覧ください。

各ケースごとの順番でいきますと、ケースDとケースEについては、オレンジ色で記載されてますね、ここの分で必要最小限度で補修した場合、床版および支承補修、それとこれらに伴う仮設、吊足場の設置ですね。これらを含めて、委託設計費と工事費の概算金額は、ケースDで6,600万円。ケースEで4,100万円と見込んでおります。施工期間としては、双方とも単年度の工事に対応できると言われております。このケースの場合、必要最小限度の補修なので、次回点検、35年については、通行止め相当の損傷が発生する可能性があります。あくまでも、オレンジ色の部分だけしかやらないということなので、その辺はちょっとこういうことが起きるのかなと思っております。

続いてケースC、これについては、点検結果一覧表でオレンジ色の着いた損傷部、これ全部直した場合には、概算金額で9,700万円となっております。こちら施工の年度としては、1年でできると言われております。これについては、次回35年の法定点検では、通行止めとはならない程度の補修内容のためなので、35年度以降についての補修については、大がかりなものが必要となる可能性があります。

次にケースBなんですけど、点検結果表の方で、C以上、要するに黄色とオレンジですね、これの損傷箇所を修繕した場合に委託設計費と工事費の概算金額は2億4,300万円となります。これらの規模になってくると、施工的には2年位かかります。このケースで補修を行った場合は、2度目35年の点検後は、大掛かりな補修は少なくなり、部分的補修で対応出来る可能性があります。

最後にケースAですね。これについては、B以上の損傷箇所、緑、黄色、オレンジ色に着色された場所ですね。これを補修する場合ですと、委託設計費と工事費の概算金額は2億6,100万円となります。施工年度は、これもBと同じで、2年間の補修期間を考えております。このケースAの補修によってですね、次回の点検、35年以降になるんですけど、橋の健全度としては、I相当の健全な状態を保てるのが期待できるようになります。

以上で今回の下平橋概略点検調査業務による、診断結果および概算補修工事費の報告とさせていただきます。

齋賀委員長

下平橋の概略の点検調査業務についての説明がありました。この件について委員から意見を伺いたいと思います。

西澤委員

工事をした場合、いずれの場合も、片側交互通行で、工事ができるのかどうかというその点についてお伺いしたいんですが。

#### 植村建設管理課技術長

現在の橋梁の幅でいきますと、片側交互通行は無理です。それで、資材の搬入だとか、そういう時には、一時的な通行止めがそれが何日間って続く、1日2日ぐらいなんですけども、それはあると思います。あと施工については、吊り足場なので、資材が降ろしてしまえば、通ることは可能です。それらについては、地元、地先ですね、あるいは関係機関の方に事前に打ち合わせして、何日と何日、こういう作業をしますよという通達はしておきたいなと思ってます。

#### 斎賀委員長

他に委員ありませんか。

#### 無量谷副委員長

今、橋の方の設定というか、点検のスケジュール、あるいは金額が出てきたんですけど、まったく視点を変えた形で、一応私なりに動いてみました。ある程度、ここが1番天塩川の1番角度のきつく曲がっている天塩川であります。90度以上の角度でこれに向かって川が流れている状況なんで、開発さんに一応行って来ましたんですけど、1番流れがきつくなって、この橋桁まで削れちゃうのかなっていう形を持って行って来ました。その下にP2ってところに若干写真載ってるんですけど、これのテトラポットというのかな、波避けみたいな、流れ避けというか、浸食防止のための物があるんですけど、これと橋脚の間に結構道路幅とれるぐらいの路肩用地と言うのかな、用語が適切でないかもしれないけど、そういうところがあります。だから、この間にできれば開発さんで、幌延町さん全部改修するったら、お金かかるから、国の開発の関係で、この橋と言わず、このテトラポットと橋脚の間に拠点と端々との間の空間で、コンクリがダムみたくなくてないっていうか、そういう状況なんで、これ程度コンクリ化して、ある程度の高さまで持っていけないかって形で聞いてきました。そうすると、テトラポットなり、下の入ってるコンクリがずれてれば、今の状態では駄目だから、そういう改善もあるでしょうねと言われました。ですから、ある程度開発さんも、テトラポットが動いてれば、コンクリの擁壁を作ってる可能性もできるのかなと。そして、擁壁の上に道路を山側に造れば、ある程度橋と言わず、橋を上の上層部を撤去できるのかなって感じしたんですよ。そうすると、事業費が1番安くできるのかなって感じして来ました。ですから、ある程度何だかんだこの橋を生かすという感覚を持たないような形で、開発さんの個人的に聞いてきた状況なんですけども。そういう中で、やはり中間まで、言わば堤防の上限まで、ある程度コンクリ擁壁を国の方で作っていただいたその山側に道路という形でやれば、できないのかなって感じはして来ました。一応、開発さんでも、ちょっと検討しながら、注意深く見ますっていうような返事もいただきました。その辺、ある程度、橋あるいは山の上に道路を付けるということもあるんですけど、今まで無かった考え方も取り入れてはどうかなって感じはしてるんですけども。そんなとこです。

#### 植村建設管理課技術長

今、無量谷議員のお話なのですが、一応開発としては、現在積んであるテトラポットですね、これが波で、増水した時にテトラポットが動いているかどうかというのを来年だと思わんですが、一応確認すると。測量して確認してみるという話はちらっとは聞いておりました。それ以上の詳しいことは聞いてはおりませんが、擁壁だの、そういったものを設置するとしてもですね、あくまでもそれは河川側の方でのこっちの橋台、その辺を守るため、ある

いは洗掘されないようにするためであって、そこにうちが道路、それを利用してやるっていうのは、ちょっとおそらく難しいのかなという考えは持っております。あくまでも、開発は開発の考えでやってるんで、それを利用して道路を造ると言う構造の計算はやってないと思うんですよ。それはちょっと、どういう風になるのかは、今後わかりませんが、おそらく厳しい話なのかなという風には考えております。

野々村町長

河川の方との打ち合わせは先程技術長がお話をしたとおりで、うちも担当として、打ち合わせをさせていただいたら、その点検はしていただけるという話。また、新しい話で、議員がそういう形ができないかというお話を受けて、その防護するためには、コンクリでちゃんと張るということ自体は、多分それが危険性があるということなら、守ってくれるということなんだろうと思ってます。ただ、この距離感で、この落差が築堤と同じような高さで積んで、築堤の上が一般道として使えるのかとなるとなかなか難しい、今までの現状もありますから、非常時は走れるのかもしれないけど、新規にまたその横なりその上に嵩上げしてやってもらうという対策を道路として使うとなると、また相当の大きな工事費的にかかってくるものだと思います。いかんせん、それぞれ今後、両家に一応この報告はしてきました。お話をして今後、どういう形になるかということが、31年度の検査の中で、切羽詰って判断をしなきゃならないということじゃなくて、この5年の内に直すということの前提で、ちょっとお話をする期間が伸びたということで、しっかりと家族でお話をしあいながら、町と話をしていきますんかというところで、お話をしてきたところでもあります。この後の対策については、とりあえず、どうするかということよりも、今Ⅲ判定が今年の夏以降に検査をする時点で、そこで急に通行止めで、生活上支障が起きるということだけは、何とか避けられて、協議をできる場がこの5年間の場でできたということ自体が、我々としては、1番良かったかなということで。その後については、まず本人達と協議していきながら、先を詰めていくものだと私自身も思っていますので。これもやれる、あれもやれると色々な方法でお話をして、こんがらがるとよりは、この先どうするかということ。まず、橋は通れますよねということと、何とか進めて、協議をしていきたいなと思っています。

無量谷副委員長

私が口早くそういう情報というか形であれしてたんですけど、河川の開発関係も絡んでくるのかなって感じはしております。そういう中で、コンクリの設計もある程度、道路を付けるんですよというような形取れば、今の橋よりは若干低いような状況な道路になろうかと思っています。ですから、ある程度川が溢れない程度の、そして水が着かない程度の道路って感じを設定した場合も想定して、開発さんに言ってみたところ、やってやれないことは無いけども、まだまだそれはちょっとね、返事はできませんという状況でありますんで、町としても、そういう流れもちょっと頭に入れながら、交渉して欲しいなと思います。以上です。

高橋委員

C判定でもD判定でも良いんですけど、今の金額Cの場合9,700万、Dの場合6,600万かかります。これは5年後ですね、また補修が必要になってくるということなんですけど、これCで要するに今補修した場合、5年後の経費何ぼかかるかと、Dで今6,600万かけてやった場合に、5年後になんぼかかるかって、その比較みたいなのはしてるんですか。

植村建設管理課技術長

今高橋議員が言われた比較まではやっておりません。あくまでも、この5年の間にこのa ABCDEまであるんですが、この中でこれらをやった場合には、あくまでもこれだけかかりますと。ただ、例えばDとEでやった時には、ほとんど必要部材しかやってないんで、それから以降については、残ったやつが徐々に5年もかかるわけですから、徐々に悪くなってきますんで、結局は、CとかBとかそちらの金額に近いぐらいにはなってくるのかなという想定はしています。

高橋委員

したら、結局ですね。IV判定貫うと通行止めになるんで、町としては、IV判定にならないぐらいの修繕をして、その橋を維持していきたいという考えなんですか。

野々村町長

だから、先程もお話をしたとおり、その橋をどうにかというよりは、地権者とお話をして、その地権者がここ数十年あの奥で、2件あるんですけども1件は酪農業をやめていると。規模拡大して、そこでずっと頑張るよという意思を固めてもらったとすれば、そこは先程言った、1番最大の健全化Iまでやるのが賢明なのか。それともその期間がお話をしていく期間が長くなれば長くなるだけ、この部所ごとを1年箇所ずつ保持をしながら、IIIをクリアしてくのかって判断を今後しなきゃならない。その中で、今度は31年度にIVとして判定をされないということがあったんで、その区間が話し合いの期間ができましたねということをご報告をさせていただいて、協議をしていきたいと思いますということですので、どうするとかこうするとか、あっちに造る、こっち造る複案は、全然今のところ我々としては持っておりません。本人達と今後、営農していただくためにどう支援をするかということは今、一生懸命詰めているところですし、本人からもお話をした時に大型機械が通れないこの幅では、今後どうするかということも含めて、その時点では、その協議の意向によっては、色々方向が変わるかと思っています。ただ、あそこの場所がやっぱり良くて、あの土地もよくて、営農規模拡大してでもやりたいということであれば、先程無量谷議員からも案が出ましたけども、それぞれの形がベストなのか、橋が最終的にこの位置まできちんと健全化まで改修することが良いのかも含めて。でもIにしたからと言って、幅員は取れない。幅は広げられないということですから、それ自体よりもしたら、そういう方が良いのか。それぞれを考えていくことになるかということ。我々としては、その道を閉ざすということではなく、今のところ通れるけども、この先をそれまでしてやっていけるのか、規模拡大してでも通れるのかということも両方見据えて、協議をしていかなきゃならない問題だと考えております。

斎賀委員長

他に委員、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではまた、逐次情報をよろしくお願ひしたいと思ひます。地権者の方にもよろしく配慮の方をお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、2番目の下平橋概略点検調査業務については閉じたいと思ひます。

ここで休憩を取ります。午後からは1時20分からやりたいと思ひますので、皆さんこの場所に集まってください。休憩です。

(12時11分 休 憩)

(13時21分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

調査事項3、町立診療所所管、町立診療所の病床機能変更についての説明を求めたいと思います。

藤田診療所事務長

「町立診療所の病床変更の概要について」ですけれども、平成29年度診療所特別会計の一般会計からの繰入金は、当初予算ベースで、約2億600万円程度でありました。昨年の決算ベースでも、2億1,000万円を超えています。そのような状況の中で、昨年、理事者から、診療所の赤字対策について検討するよう指示が出ていました。内部で協議をいたしまして、病床機能を見直すことにより、若干でも、増収できるとの結論を得、振興局等関係機関とも協議を進めてまいりました。基本的な考え方は、現状では、有床診療所の療養病床が19床となっておりますけれども、そのうち4床が救急対応の病床となっております。その4床を療養病床から一般病床にしようということがございます。4床を一般病床にすることにより、救急対応時に今までとれていなかった診療報酬を得る事ができるなど、若干ではありますが、収入増につながるというようなことがございます。

詳細につきましては、当診療所若本次長からご説明いたします。病床の変更のご審議について、よろしくお願ひいたします

若本診療所事務次長

それでは、町立診療所病床変更の概要について説明いたします。

資料1 ページ目をお開きください。こちら病床機能変更の経緯ということで、書かせていただきました。この度、平成30年4月1日から町立診療所の病床機能を一部変更し、現在療養病床19床を一般病床4床、療養病床15床の合計19床に変更しようとするものになっております。

経緯といたしましては、平成23年10月1日より、町立病院から診療所に移行する際です。今後長期入院患者さん、いわゆる慢性期の患者さんが多くなるであろうということをご予想しまして、患者さんの病状に応じて、入院基本料が算定できる療養病床が有利であると判断いたしまして、19床を療養病床としてスタートさせました。しかし、近年、入院患者数につきましては、平成24年度は1日平均入院患者数が9.7人に対しまして、平成28年度が1日平均入院患者数が7.3人と2.4人の減少になっております。診療報酬入院料につきましては、平成24年度決算が3,517万7千円。28年度決算で2,851万8千円と665万9千円減収となっております。年々減収の傾向となっております。要因として考えられることは、近年、長期入院患者さんが減少していること、あと救急で搬入されて、短期間の入院患者さんが増加傾向にあるということ、当初の予定されていた状況とちょっと変わってきているということになっております。これらの状況の変化に対応するために、救急や短期間の入院、いわゆる急性期の患者さんに対して、出来高払いで算定できます入院基本料が有利ではないかということですので、病床の変更の経緯となっております。

では、実際、療養病床と一般病床の違いの方をご説明させていただきます。2ページ目をお開きください。

表の左側が療養病床、今までうちのほうで設定しています療養病床になります。右の方が一般病床ということで、急性期を対象とした病床というような表となっております。

まず、療養病床の方説明させていただきます。まず、療養病床の入院基本料の特徴としま

てしは、大部分の診療行為は、入院基本料に包括されておりますので、一般病床に比べまして、高い入院基本料という風になっております。中には対象外のものもありまして、例えばCTの撮影だとか、癌患者に関します、緩和に対する注射だとか、投薬だとかのものに関しましては、出来高払いで算定できるんですけども、大部分が入院基本料に包括されているということで、実際投薬、注射をしても算定ができないというものが、療養病床の大きな特徴の1つとなっております。

それに続きまして、横の方にADL区分、医療区分というものがあります。こちらの方説明させていただきますと、ADL区分というのは、医師が患者の日常生活に対しまして、どの程度介助が必要なのかというものを表すものであります。それを数値化したしまして、その数値の合計によりまして、1から3に分類されております。高い値ほど介助の依存度が高いという風になっております。医療区分につきましては、入院の主な傷病や治療の方針を数値化したしまして、その大きな分類があるんですけども、それがまた1から3という風に分類されまして、こちらの方も高い値であれば、3という風になっております。例えば、医療区分3というものはどういった治療が必要な患者さんなのかと言いますと、24時間持続的に点滴をしている患者さんやら、あと人工呼吸器を付けている患者さんなどが医療区分3という風になっております。例えなんですけども、足の骨折で救急搬入されて入院された場合、療養病床に合わせるとどのような入院基本料になるのかということなんですけれども、主な症状は骨折ということになりますので。医療区分としましては、1という風な区分になります。足の骨折ですので、ADL区分に関しましては、トイレの使用などは難しいのかもしれないんですけども、全面介助というようなことにはなりにくいということで、医療区分も1となります。この表にあわせると、ADL区分1で、医療区分1となりますと、入院基本料Eというところの表になりまして、入院基本料の基本点数が530点という風になります。こちらの方が療養病床における入院基本料の算定の方法となります。

続きまして、一般病床ですが、主に急性期患者を対象とした病床になりまして、診療行為の全てを算定することができます。しかし、こちらの方の特徴としまして、入院期間が長くなるほど入院基本料が減少していきます。というのが大きな特徴となっております。療養病床の説明で、例を出しました足の骨折で入院された患者さんで説明いたしますと、療養病床では包括されてしまう、例えば骨折ですので、レントゲン撮影もいたしますし、骨折による痛みによる注射や薬など、あと骨折部分を固定する処置料など、あと骨折ではすることは少ないんでしょうけども、検査をやった場合の検査料などは、全て算定ができるようになります。こちらの方が療養と一般病床の大きな違いという風になります。

3ページ目をお開きください。

こちらの方、年度毎に入院料の一覧となっております。①、②、③ということで、①が28年度の入院の決算額になっております。②が29年度の決算見込み額。③が平成30年度の予算の見込みということで、比較できる表という風に作っております。29年度の決算見込みが1日平均6.6人と28年度と比較しまして0.7人減。収入は2,636万8,130円と。平成28年度に比べまして、2,150万3,220円減という風に予想されております。30年度、療養と一般病床を2つ病床を持った場合の予算の予定見込みということで、表としております。療養病床は1日平均6人、収入が2,234万270円。一般病床は1日平均1.1人、収入は617万3,510円。合計しまして、2,851万3,780円と。

平成29年度の決算見込みより214万5,650円の増を見込んでおります。

平成30年度の薬剤、注射、処置、検査、X線の金額につきましては、平成29年度の包括されたものを参考にして、数値化したものであります。実際入院患者さんの症状などによって変化しますので、この数値よりは、もしかしたら多くなる可能性もあるということが予想されます。

以上で説明の方終わらせていただきます。

齋賀委員長

ただいま町立診療所、病床機能変更についての説明がありました。このことについて委員皆さんから意見を伺いたいと思います。指名をされてから発言してください。

無量谷副委員長

うちの親がお世話になっているんですけども、一応毎週行ったりなんかして、あれなんですけど。月ごとに請求書を送っていただいているんですけど、請求書の封書の郵便代かかるんで、手渡ししたいなど。だけど、手渡ししてから、お金を取りに行くとなると、また出入り2回もしなきゃならないという部分があって、ちょっとそれは、僕から拒否したんですけど、そういう手渡ししたいという、気持ちもわかるわけなんですけども。何かの節約したいという部分あったかと思って、そういう言い方したんでないかなって思うんですけど。やっぱり、請求書は各患者、あるいは保護者にね、送ってもらうのが当然でないかなって感じしたんですけど。そのぐらい思うには、私が常に大体2時過ぎ3時過ぎに病院行ってるんですけど、そうすると結構仕事が皆さんね、終えているのか、一服時間に入ってるのか、割と椅子に座ってる看護婦さん、あるいは介護の人がいるんで、そういう人の逆にね、1時間あたりの働く部分を短縮した方が、料金安く圧縮されるんでないのかなって感じしたんですけど。だから、一応パートさん、あるいは1時間、5時まで何だかんだ仕事あっても無くても座っているんでなくて、やっぱり終わったら、終わった段階の1時間早くね、週に何回かは交代で早く帰ってもらった方が逆に料金として安くなるのかなって感じしたんですけども。そして、患者さん診ても、4時、5時の段階では、患者もそんなないことが、多々見受けられるし、ですから、看護婦さんだつて、ある程度介護の方にも回れるのかな。その辺の作業分担ってどうか。何だかんだ私の仕事はこれですよって決めて、仕事してるのか、その辺ちょっと聞きたいんですけど。

藤田診療所事務長

うちの診療所、大きく看護師さんの区分としては、病棟の方の担当と外来の方の担当と分かれておりまして、数は少ないんですけども、入院患者は必ずいるわけで。そうすると、不測の事態はあるとは限りませんが、日常やらなきゃならない部分の他に不測の事態に対応する必要があると。また、外来の方も、毎日例えば早く終わるわけではありませんで、当然、午後からもびっちらの時も当然出て来ます。その他に時間内であっても、救急の対応ですとか、緊急に入ってくる患者さんも当然いらっしゃいます。当然、診療所の使命としては、確かに赤字を少しでも減らすってところはとっても大切だと思っておりますけれども、それよりも何よりも町民の命を守ること、生命を守ることを重視して考えておりますから、いつでも万全な体制で患者さんをお迎えするというようなことは必要だと思います。あと、休んでるところしか見てらっしゃらないのかもしれないですけども、決してそんなことはございませんので、1日のスケジュールの中で決められた仕事というのはござい

ますし、それに見合った人を確保して、運営していると。余剰人員を抱えながらやっているという考え方は持っていません。看護師さんの数についても、当然泊まりもありますし。だから、外来も最小限でやってるつもりですけども。それでも、最近も患者さん増えてるってということもあって、患者さんが帰ったから、それで仕事が終わりとそういうことではございませんので、それが終わったあとの処理とかも、全て看護師さんもやってる部分もありますし、当然内勤の人の掃除であったり、後片付けであったりっていうのも、かなりありますので、無量谷委員のおっしゃることもわからないわけではないですけども、赤字を減らすなら、そこも頑張れっていうのもわかるんですけども、今は必要な人員を確保しながらやっている。例えば、半端に午前中だけですか、午後だけですかってような雇用の仕方になりますと、逆に人を確保することができないという問題もございまして、その辺を勘案していただいて、ちょっとご理解いただきたいなと思います。

無量谷副委員長

半日を休めというわけでないんですけども、日にちによっては1時間程度早めに帰ってもらうと。その方の時給が840円ですか。その辺があるんで、その辺がうちの郵送代の1年分出てくるんでないのかなって感じはしたもんですから、1年間の封書代の切手代を節約せいなんで言うよりは、1時間1人でも1週間に1回早めに帰ってもらった方が、ちょっと節約になるのかなって感じはしたんですけども。ついつい、反発心旺盛になってしまって、そんな感じです。

藤田診療所事務長

当然、人を雇用する時には、雇用契約が必要ですから、それを例えば場合によって、今日は帰って良いとかってような雇用契約は、現状においては、ちょっと厳しいということなんです。うちの方も決して、郵便料の何十円をケチって、手渡ししたってようなことでもないと思うんですけども、たまたまご親戚の方が来られて、ちょうどそれが郵便の発送する日と重なったという時には、手渡しするのが1番確実ですから、そういう意味で渡してるんだと思います。それのご気分を害したというようなことでございましたら、今後はそれを改善するように。でも、それを良しとしない患者さんばかりではありませんので、渡してもらっても良いですよと言ってくれる患者さんもいっぱいいらっしゃいますので。その辺の雰囲気はこちらの方で感じながら対応していきたいと思います。

斎賀委員

他にありませんか。

西澤委員

最初の1ページ目の近年の入院患者の傾向というところがありまして、入院患者数の減少がこれだけはないという風には、私は考えています。それは、何年前の本会議でも、病院の状況、町民からの話を受けて、お話させていただいたこともありますので、入院病棟の働かれてるスタッフの有り方、やっぱり以前とは違うということも、大きく影響はあるのかなという風には思っています。そこで、有床診療所、入院病床の一般病床というところの図なんですけども、必要看護職員数が4人以上7人未満となっているんですけども、現在の夜間の体制としては、2人かなという風に私は受け止めていたんですが、ここはどうなるんでしょう。

若本診療所事務次長



ご説明させていただきます。

一般病床の必要看護職員数4人以上7人未満というのが、各病床で配置する看護師の人数という風になっております。うち、詰所の方が今10名体制やっておりますので、その半分を一般病床の看護師として配置する。療養病床を5人と配置するっていうための必要人数となっております。看護師の方で、一般病床の看護師だから、療養病床の患者さんは診ませんよっていうのは、決してありません。勤務上、そういう風に分けて配置をしているということですね。その配置人数が4人以上7人未満の一般病床ということで、今回算定の方しております。

西澤委員

そこで今まで救急で夜間に行って、それから入院になりましたっていうところで、今まではこの金額でしたよと。今後、こういう風に代わりますよっていう、全ての人が救急で行った場合はそうなるのでしょうか。

若本診療所事務次長

そうですね。病床の機能としましては、救急性のある方に関しましては、基本一般病床の方に入っていただくと。もちろん4床ですので、仮にですけども、4人全部満床であった場合は、もちろん療養病床の方に入るという風にはなりません。基本は一般病床の方にまずは入ってもらうということだという考え方になります。

西澤委員

色々最近、ちょっと病院に関した話が入って来たりして、事務長も色々ご苦労されているという話は聞いてますんで、制度設計するのは、もちろん大切なことですが、その他にもやらなければならないというところがあるのかなという風に思っています。難しいことではありませうけども、頑張っていたきたいという風に思います。

藤田診療所事務長

おっしゃってる意味、よくこちらもわかっておりまして、私も考え方について、うちの所長とも色々とお話させていただきました。基本的にはなんですけども、うちの所長の考え方は、高齢者の方々がいらっしゃった時にご家族の方が入院させてくれないかというような話もされると。ただ、本当に緊急の場合ですとか、重症化してる場合については、それは入院を拒むものではない。ただ、在宅っていうところを色々考えておりまして、高齢者が変に入院されて、それを長期になってしまうと、当然足腰が弱くなっちゃって、逆に在宅で生活できる力が落ちてしまうと。それはやっぱり避けたいんだという考え方は基本的にあるという話は聞いております。それと後は先生に通さないで、看護師さんが断るとかっていうような話もご承知かと思えますけれども。そこも私の方でちょっと確認させていただきました。そしたら、看護師は、基本的には医療の専門官であると。だから、ある程度の判断については、当然看護師がすべきことだと。全て重症ですとか、病名をどうのこうのというようなところまでの判断はさせてないつもりだけれども、軽度だ、重度だという程度の判断は、電話で充分わかるはずだと。だから、全ての患者さんを医者に対応するっていうことは、それはどこの病院もやってませんよと。その辺の判断をさせてもらってるだけですと。うちの看護師は、間違った対応はしておりません。というようなことの話聞いておりますので、そうですかと。今後お願いしますねっていうお話だったんですけども、ただ、そこで田川先生が心配されたのは、もしかすると、言い方の問題で相手が誤解されてしまうだとか、そういう

ことあるかもしれないので、そこは教育の問題だよねと。言ってることは正しいんだけど、相手にうまく伝えないがゆえに、誤解を受けさせてしまうような場合もあるようだ。けど、そういう苦勞というのは、どこの病院でもいっぱいあるんだよと。幌延の病院は、幌延町民が優しいので、苦情は少ない方ですよってというようなお話もされてましたので。私達、行政にしてみれば、町民が困った時に対応してあげるのが、病院なんじゃないかなってというような、委員と同じような認識でおるんですけれども、お医者さんは決してそうではなくて、全てを診るといことは、それはコンビニ受診だと。やっぱり軽くて、救急で来なくても良いケースがほとんどなんですよってというような説明を受けております。今後、看護師の誤解を与えないような話し方だとか、そういうことは必要かなと私もそれは認識をしております。

斎賀委員

他にありませんか。

岩川副町長

すいません、最後にご報告と言いますか、今後のですね、診療所の経営改善方策についてなんですけども、今病床変更っていうのも、その1つで検討してきたことなんですけど、今後に向けてですね、今、国民健康保険診療施設としての診療所ということを検討していこうとしています。いわゆる俗にいう国保病院、国保診療科っていうものをうちの診療所もできないかっていうことを検討しています。これは何故かと言いますと、交付税だとか、国民健康保険の方から助成を受けられるだとかって言ったような財源的なメリットもありますので、それに向けて検討していきましょうということを考えています。ただ、これに関しては、色々な部署との調整等もありますので、少し今後、半年ぐらい時間をかけてですね、そこに向かって検討していきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいなと思います。

斎賀委員長

今の件についてもよろしいですよ。また逐次情報交換をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これを持って町立診療所病床機能変更については閉じたいと思ひます。

それでは引き続き会議を行います。

4番目調査事項、保健福祉課所管の1つ目、禁煙外来受診助成事業についての説明を求めたいと思ひます。

藤田保健福祉課長

禁煙外来受診助成事業についてご説明いたします。お手元の資料は、禁煙外来受診助成事業についてということになりますので、ご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

既に皆さんご承知のとおり、タバコは、がん、脳卒中、虚血性心疾患、うつ病、糖尿病、骨粗しょう症、歯周病等のリスクを高めるという風に言われております。また、喫煙者のみならず、周囲の人へも影響を及ぼし、副流煙は、主流煙の2～4倍の有害物質を含みます。その結果、健康被害は本人だけではなく、家族ですとか、職場の人達、特に子どもや妊婦には影響が大きいということも、皆さんよくご承知のとおりと存じます。

次のページをお開きください。

健康には、よくないと言われているタバコですが、田川先生の待合セミナーでもお話されておりましたけれども、タバコには、依存性、常習性があるんですけれども、その原因が、

ニコチンということだそうです。ニコチン依存症になりますと、自分の意志だけで禁煙することは、かなり難しいようです。喫煙者の3人に2人が禁煙したいと思っっているようですが、その半数が禁煙を試みて、禁煙に成功するのは、そのわずか3%から6%ぐらいというデータがあるようです。ニコチン依存症は病気でありまして、その治療には、健康保険が適用されます。

次のページをご覧ください。

平成29年5月から、本町の診療所では、禁煙外来を開設しております。ニコチン依存症と診断された方が、医師のサポートを受けながら、禁煙補助薬を使用し、禁煙治療を進めていきます。田川先生のお話ですと、禁煙補助薬の使用中は、喫煙すると、相当具合が悪くなるため、殆どの人は、タバコをやめるといようなことのようにです。禁煙に一時的に成功しましても、また吸い始める方がいらっしゃるようで、全ての方が、すぐやめてしまうといようなことではないようです。

保険診療では、12週間に渡って、計5回の禁煙治療を行い、治療費は、自己負担が1割の場合ですと6,940円。3割負担の場合ですと2万850円という風になります。

次ページをお開きください。

そこで、平成30年度から、禁煙外来受診助成制度を開始することといたしました。喫煙による健康被害は、喫煙者本人のみならず、受動喫煙にも及ぶこと。禁煙は個人の努力だけでは、ほぼ困難であること。禁煙を決意し、禁煙外来を受診し、週12回の治療を終了した町民に対しまして、費用助成を行うことによりまして、禁煙への後押しをし、もって町民の健康増進に寄与することなどを目的といたしまして、幌延町立診療所での禁煙外来治療を終了した町民を対象としまして、1回に限り、自己負担した費用の3分の1を助成しようとする事業を実施いたします。

以上、禁煙外来受診助成事業についての説明といたします。

齋賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの禁煙外来受診助成事業についての委員の意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言してください。

植村委員

禁煙外来受診助成事業ということで、新規にやるということなんですけども、これは診療所受診されるのは、どこの町の方も需要あると思うんですけど、この事業対象者は、幌延町民に対してということになるのか。

それと併せて、該当者、事業としてどのくらいの新年度予算を見ているのか。

藤田保健福祉課長

当然、町の税金をつかってやる事業ですから、そこは対象は町民ということでございます。

5人程度ということで、予算見てます。3万5千円です。

齋賀委員長

他にありませんか。4月からですよ。

(「5月」の声あり)

いやいや、始まっているのが5月で、4月からで良いんですよ。

(「4月から」の声あり)

では無いようですので、この件については、これで閉じたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続いて2つ目、带状疱疹予防接種費用の助成についての説明を求めたいと思います  
藤田保健福祉課長

带状疱疹予防接種費用の助成についてご説明いたします。

お手元の資料は、带状疱疹予防接種費用の助成についてと書かれた資料となります。

1 ページをご覧ください。

まず、带状疱疹についてご説明いたします。带状疱疹は、身体の左右どちらか一方に、ピリピリと刺すような痛みと、これに続いて赤い斑点と小さな水ぶくれが帯状にあらわれる病気で、この症状に由来して、带状疱疹という病名がつけられたということのようです。

带状疱疹は、身体の中に潜んでいたヘルペスウイルスの一種、水ぼうそうを起こすウイルスと同じ水痘・带状疱疹ウイルスが原因で起こる、痛みをとまなう皮膚湿疹ですけれども、加齢やストレス、過労、病気などによってウイルスに対する免疫力が低下した時に再び活動を始め、神経を伝わって皮膚に到達し带状疱疹として発症いたします。水ぼうそうにかかったことのある人は、誰でも带状疱疹になる可能性があります。带状疱疹にかかった方の約2割の方に、その後、神経痛が残ると言われております。国内では約60万人が罹患していると言われております。

厚生労働省は、平成28年3月に、50歳以上の方に対する带状疱疹の予防として、水痘ワクチンの接種を任意の予防接種として追加承認いたしました。現状では、带状疱疹の予防接種は任意の予防接種となっております。その後、研究機関から、予防接種の効果として、50～69歳で約90%、70歳代では、約85%の細胞性免疫が上昇したとの報告があるようです。带状疱疹予防接種の副反応としては、発熱ですとか接種局所が赤くなるなどが生じることがあるようです。予防接種による健康被害が出た場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象となります。带状疱疹予防接種は、带状疱疹予防や発症したとしても、軽症で済む唯一の方法であります。

2 ページをご覧ください。

そこで、平成30年度から、幌延町任意予防接種費用助成事業の助成対象予防接種に带状疱疹の予防接種を追加することといたしました。助成対象は、当該年度の年齢が65歳以上の町民といたしました。ただし、過去に带状疱疹を発症したことがある方、带状疱疹予防接種を受けたことがある方は対象外としております。助成額は、1人6,700円としております。この金額を助成することにより、自己負担額は千円という風になります。なお、本助成につきましては1人1回のみと言う風に決めております。

以上、带状疱疹予防接種費用の助成についての説明といたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただ今の説明について何か意見のある方は挙手をして、指名を受けてから発言をしてください。

鷺見委員

带状疱疹については、病名はよく知られているんですけど、65歳にしたというのは、接種して、発病率を押さえられるということにしたのか、年齢的に65歳にしたというその根

拠は何なんですか。

藤田保健福祉課長

うちの考え方としては、通常ですと、ここは任意の予防接種ですから、助成はしないというような形になるんですけども、いわゆる現役世代までは、ある程度所得あるでしょと。というようなことで、その分は他の国民と同じような負担をしていただきたいと。ただ、65歳を越える、いわゆる退職者層には、受けてもらったら効果があるということもございませので、所得も減るといようなことも考えまして、そちらを対象にしたということもございませ。

鷺見委員

大体わかったんですけど、幌延でも帯状疱疹のワクチンというのは、今までもやってきたのか、初めて。助成は今回初めてなんでしょうけど、過去にどのくらいのデータが、何人くらいそういうものを受けてたんですか。

今年からだけさ、予防接種は。過去に予防接種そのものを助成無くてもどのくらいの人達が受けていたのか。

藤田保健福祉課長

すいません。そういうデータは今持っておりませんので、すいません。

西澤委員

2ページ目の助成対象者、同じなんですけども、過去に帯状疱疹発症したことある方は除いているんですが、これは効果が無いという理解でよろしいんでしょうか。

竹岡保健推進係長

帯状疱疹受けた方に関しましては、効果が無いというわけではありませんが、1度発症しているということで、2度目、3度目もありうるということではありませんけれども、予防接種をして、予防するとい対象からは外しても良いのではないかといい考えです。

西澤委員

先程鷺見委員が言っていたんですけども、例えば現役世代で1度受けて、65歳以上にもう1度受けたいっていう方がいた場合、これでは駄目なんですけども、その予防接種を受けてからの効力のある期間といのは どれくらいあるんですか。

竹岡保健推進係長

実際のところ、任意予防接種が帯状疱疹に拡大されたのが、平成28年の3月ですので、予防接種自体の効果がどのくらい継続するののかとい研究は今進んでいるところといところですよ。一応、50歳以上の方に1度打つと、ほぼほぼ今の所は1度で良いとい厚生労働省からの見解は出ております。

鷺見委員

副作用については、今ここに書かれてあることなんでしょうけど、アナフィラキシーショックと書いてあるんですけど、これよく意味がわからないんですけど、端的に言えば、どんな副作用が出るんでしょう。

竹岡保健推進係長

お答えいたします。アナフィラキシーショック及び急性血小板減少性紫斑病といものに関しましては、どの予防接種を受けた方にも、副反応として起こりうる可能性があるものとして、アナフィラキシーショックは、アレルギー反応だと考えていただければよろしいかと

思います。

齋賀委員

他に委員ありませんか。

西澤委員

少しやっぱり引かかるんですけど、助成対象者の過去に帯状疱疹を発症しことがある方が、予防接種をして、効果があるのであれば、65歳以上の対象にしても良いんじゃないか。効果が無ければですね、外すっていう意味はわかるんですけども、例えば発症したことがあっても、予防接種したら効果があるのであれば、その人は多分、助成を受けて接種したいんじゃないかなっていう風に思うんですけど。その辺、研究が進んでないのか、2回目、3回目起こりうるから、外しましたということであるのであれば、予防接種したら、それで発症しない可能性もあるのであれば、そっちの方が良いのかなという風に思いますけどね。

藤田保健福祉課長

要は水ぼうそうですよ。水ぼうそう。だから、こどもが水ぼうそう1回罹ると、大体かからないと言われてますよね。それが高齢化になって、免疫力がどんどん低下していく。そして、何かのきっかけでそれが帯状疱疹という、水ぼうそうみたいな症状ですね。それになるということですから。医学的根拠になるかどうかはあれですけども、一般的に言われているのは、高齢者がそういう風に1回なると、そこでまた免疫力が付くっていう。そこで、罹りづらくなるっていうことだと思いますね。僕はこれ見た時に、あ、そうかと。こどもの水ぼうそうと同じなんだっていう風に認識を持ってました。でも、データの的には必ず罹らないというようなことは出てないから、うちの保健師は専門家ですから、そこははっきり出ないとは言えないというようなことだと思います。

齋賀委員長

他に、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

無いようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして帯状疱疹予防接種費用の助成については閉じたいと思います。よろしくお願ひします。

保健福祉課所管3つ目、幌延町立北星園利用者行方不明案件の示談についての説明を求めたいと思います。

藤田保健福祉課長

平成23年6月26日、北星園から行方不明になられました利用者の小林浩司さんのご遺族との示談が成立いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

事件の概要につきましては、昨年9月の常任委員会におきまして、ご説明いたしましたので、詳細な説明は割愛させていただきますが、原子の沢川下流の雑草地で発見された頭骨が、DNA鑑定の結果、行方不明だった小林浩司さんと断定され、死亡が確定いたしました。その後、小林さんのご自宅で行われた葬儀に、町長と幌延福社会理事長、施設長、私が参列いたしまして、小林さんのご遺族に改めてお詫びとお悔みを申し上げ、示談にむけた話合いを進めていく旨を伝えてまいりました。

その後、ご遺族の代表者と示談に向けた交渉を進めてまいりましたが、本年1月23日に

示談書への署名をいただき、示談が成立いたしました。示談書は、小林さんのお母さん、小林重子氏、社会福祉法人幌延福社会、幌延町の3者で取り交わし、示談の内容は、事故の責任は、社会福祉法人幌延福社会にあることを認め、幌延福社会から、小林さんのご遺族に対して、損害賠償金をお支払すること。幌延福社会と幌延町は本件の発生を重く受け止め、再発防止に努めること。本件事故については、他に何らの債権債務のないこととございます。

その後、町長からは、当課に対しまして、二度とこのような事件が起きないようにと再発防止を徹底するような指示されております。

以上、北星園利用者の行方不明事件に伴う示談についてのご報告といたします。

斎賀委員長

この報告案件について何か特に尋ねたいことありますか。

(一 同 無 言)

では、無いようですので、幌延町立北星園利用者行方不明案件の示談についてはこれで閉じたいと思います。今後ともよろしく申し上げます。

続きまして、保健福祉課所管、4番目、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の概要についての説明を求めたいと思います。

藤田保健福祉課長

概要説明の前でございますけれども、お手元の第7期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画書の一部に誤りがありましたので、計画書の訂正をお願いいたします。訂正箇所につきましては、お手元に正誤表をお配りしておりますので、お手数をおかけいたしますけれども、各自ご訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

昨年より、策定作業を進めてまいりました、第7期 幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の案がまとまりましたので、その概要についてご説明いたします。

本計画は、第6期の平成27年度から平成29年度までの介護給付の実績などを踏まえまして、第7期の平成30年度から平成32年度までの3カ年の計画を策定するものでございますが、第7期における第1号被保険者の介護保険料につきましても、第6期計画同様の低所得者層の保険料軽減策が、昨年12月22日の政府予算案の閣議決定を受けまして、各所得層の実質の負担率が決定したというような流れでございます。

第7期計画では、介護保険の国からの調整交付金の交付基準の見直しや、介護報酬の増額改定、消費税の引き上げなどの影響などにより、保険料の引き上げは避けられない状況ではありますが、第6期までの余剰金などを活用いたしまして、1号被保険者の保険料の上昇率を極力抑えるような調整をいたしました。しかしながら、保険料を抑え過ぎた結果、第7期計画期間中において、借金をしてしまうような状況になっては、第8期計画での負担が大きくなってしまいます。そうならないように。また、給付費についても、不足が生じないように慎重な見積りを実施いたしました。その結果、保険料基準額は、第6期計画では、年額6万5千円、月額ですと5,416円となりますけれども、第7期計画では、年額が6万7,400円、月額では5,614円と、年額で2,400円、月額で198円。率でいうと3.7%の増額という風になります。現時点での全国や全道、宗谷管内の基準額等が公表されていませんので、この保険料がどのような水準かというようなことは現段階では不明でございます。

介護保険の制度改正や計画の概要につきましては、当課村上主幹からご説明いたします。

介護保険計画のご審議について、よろしくお願いたします。

村上戸籍福祉G主幹

それでは、私の方から「第7期 幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」の概要について、ご説明申し上げます。

お手元に配布させていただいております、第7期計画の案と、資料ナンバー1、介護保険制度の主な改正点。資料ナンバー2、第7期介護保険料基準額算定資料に基づき、ご説明をさせていただきたいと思ひます。

はじめに、平成30年4月1日以降に施行となる、介護保険制度の主な改正点について説明をさせていただきたいと思ひます。

資料ナンバー1、介護保険制度の主な改正点についてをご覧ください。

介護保険制度の主な改正点は、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的とし、5項目を主とした法改正と、報酬改定を含む各種基準の見直しが行われます。

1 ページをお開きください。

1つ目は、地域包括ケアシステムの深化・推進を目的とし、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進です。市町村が行う自立支援・重度化防止施策について、データに基づく地域課題の分析、取り組み内容・目標の介護保険事業計画への記載や、適切な指標による実績評価が制度化され、その達成状況に応じ、国が財政的インセンティブを増額する仕組みが整備されます。

2 ページをご覧ください。

2つ目は、医療・介護の連携の推進です。現行の介護療養型医療施設が平成30年3月末に廃止される措置への対応策として、介護医療院が創設されます。介護医療院は、平成30年4月から導入され、日常的な医学管理や看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設として位置付けられています。なお、現行の介護療養型医療施設の経過措置は6年間延長され、平成35年3月末に廃止される事となりました。

3つ目は、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進です。地域共生社会とは、高齢者、障害者、子どもなど、地域住民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、活躍できる地域コミュニティであり、国はこの実現を目指すとしています。具体的には、新たに共生型サービスを位置付け、すでにサービス提供している介護保険及び障害福祉事業所が、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくすることを目的として、相互のサービス事業の指定を受けやすくするため、基準緩和等を行うというものです。

3 ページをお開きください。

4つ目は、平成30年8月から、特に所得の高い層、年金収入等が340万円以上の方について、介護保険サービスの利用者負担割合が現行の2割から3割へ引き上げられます。特別養護老人ホーム入所者の一般的な費用額の2割相当分は、すでに高額介護サービスの自己負担上限、月額4万4,400円にあたっているため、3割負担となっても負担増となる方は、ほとんどいないという予想を国はしております。

4 ページをご覧ください。

5つ目は、第2号被保険者に係る介護納付金について、総報酬割の段階的導入です。40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課され



ており、各医療保険者が加入者である、第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。現行では、各保険者は、それぞれの被保険者数に応じた加入者割で、介護納付金を負担しており、1人あたりの保険料負担額は、医療保険者を通じて同額であるため、加入者数や報酬額の違いにより、保険料負担額の割合に大きな差があったことから、介護納付金の算定について、報酬額に比例した負担とする仕組みである、総報酬割が導入されることとなりました。既に段階的な導入がスタートしており、平成29年8月から2分の1、平成31年度から4分の3、平成32年度から全面实施ということになります。

続いて5ページをお開きください。

5ページについては、調整交付金の交付基準の見直しについてです。調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分が交付されるものであり、具体的には、高齢者中の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差を調整する普通調整交付金と、災害等の特別な事情を勘案する特別調整交付金があり、この度の見直しは、普通調整交付金の高齢者比率に基づく交付基準を見直すもので、年齢区分を現行の2区分から、3区分に細分化することにより、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して、重点的に配分することとされました。この後、第7期保険料基準額の算定根拠についてもご説明申し上げますが、本町におきましては、他自治体と比較して高齢化率が低い状況にあることから、本交付基準の見直しにより、交付率が引き下げられる見込みとなっております。

6ページをご覧ください。

6ページにつきましては、その他といたしまして、介護報酬の改定などについて記載しております。平成30年度の介護報酬改定の基本的な考え方につきましては、1つ目、地域包括ケアシステムを推し進めること。2つ目として、自立支援・重度化防止の取り組みを強化すること。3つ目、多様な人材の確保と生産性の向上を図ること。4つ目、介護保険の適正化。この4つの基本的な考え方を軸にそれぞれのサービス毎に改定が行われた結果、介護事業所全体としては、改定率0.54%の引き上げとなっております。その他、平成31年10月に予定されています、消費税率の引き上げに伴う改定や、処遇改善に伴う改定も行われます。

最後に7ページをお開きください。

1号被保険者の負担割合についてです。介護保険給付費総額の2分の1を被保険者の保険料で賄う事とされており、第6期の負担割合は、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%でしたが、第7期では、第1号被保険者の負担割合が1%引き上げられ23%に。その分第2号被保険者の負担割合が1%引き下げられ27%となりました。

以上が、介護保険制度の主な改正点となります。

続きまして、第7期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画案の概要について説明をさせていただきます。

第7期介護保険事業計画等の案をご覧ください。

計画書の表紙をめくっていただきまして、目次の欄をご覧ください。

計画は、大項目として、第1から第9までに分類し、大項目の中に関連事項を記載しています。

1ページをお開きください。

## 第1 計画策定にあたって。

1、法令根拠については介護保険法と老人福祉法に基づき計画を定めることを記載しております。

2、計画策定の趣旨では、介護保険制度と計画目標等の経緯を記載しています。

2ページをお開きください。

3、計画の位置づけでは、介護保険事業計画と高齢者保険福祉計画との関係や、幌延町総合計画、幌延町健康増進計画、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画など、関連する計画との整合性を記載しております。

4、計画の期間では、第7期の期間を2018年度から2020年度までの3ヵ年と定めております。

3ページ、5、日常生活圏域の設定ですが、日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で、要介護状態になったときでも、生活継続が可能となるような基盤整備の単位で、第1期計画から第6期計画まで、町全域を1圏域としており、第7期も1圏域として設定する事といたしました。

6、計画の策定体制では、計画の策定に町民の声を反映させるため、幌延町介護保険事業計画及び幌延町老人保健福祉計画策定委員会において、ご審議いただき、意見・要望を集約したことや、パブリックコメントを実施したことを記載しております。策定委員会につきましては、本年2月21日に開催しており、また、パブリックコメントにつきましては、このあと所定の手続きを行い、意見募集を行う事としております。

4ページをお開きください。

## 第2、計画策定の基本的な考え方。

1、基本理念と目標では、幌延町総合計画で謳われている健やかに安心して暮らせるまちづくりを当計画の基本理念とし、基本目標として、1、健康づくり。2、地域包括ケアシステムの強化・深化。3、介護保険事業の推進。4、高齢化に対応したまちづくりの推進を掲げて、5ページに、当計画で定める施策の体系を記載しております。

6ページをお開きください。

3、2025年度の推計と第7期の目標では、団塊の世代が75歳以上になる2025年度の本町の総人口、高齢者人口を2016年度の実績と対比する形で記載しています。総人口が減少する中であっても、高齢者人口が増加し、高齢化率は36.48%。3人に1人超が65歳以上となり、介護保険料は月額8,193円と見込んでおります。第7期では、地域の実情、課題、特性と中長期的な動向を把握し、介護予防に努めつつも、避けられない介護サービスのニーズ増加に対して、地域の創意と工夫により、地域包括ケアシステムの更なる強化、深化に取り組み、地域での生活が継続可能となるよう取り組むこととし、2017年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の更なる拡充を目指すとしております。

7ページをご覧ください。

## 第3、高齢者の状況、将来推計及びニーズ。

1、人口の推移と将来推計ですが、第6期中の2015年から2017年の住民基本台帳人口は、少子化の影響は小さいものの、生産年齢人口の変動の影響を受け、緩やかな減少傾向にあります。高齢化率は、2016年の26.81%が、2020年には31.42%、2025年に35.93%になると推計しました。また、後期高齢者の割合は、2025年に

は18.01%、約5人に1人が75歳以上になると推計しております。

8ページから12ページまでの、高齢者の世帯、住居、就業、受診、疾病構造については、説明を省略させていただきますが、8ページ、国勢調査結果による高齢者世帯の推移でわかるように、高齢者夫婦世帯及び高齢者単身世帯の割合が年々増加しており、今後、更に高齢者のみ世帯が増加していくと考えられます。

13ページをお開きください。

6 地域ケア会議からみる課題とニーズです。

第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進を目的に自立支援・重度化防止に向けた、地域課題を把握することが求められています。本町では、生活や支援等に困難を抱えている高齢者やその家族への必要な支援やサービスについて検討を行うために定期的に開催しております地域ケア会議で検討した内容を検証し、認知症に対する支援体制の構築、サービス提供範囲等の拡大、移動支援。この3つが本町の地域課題とニーズであるとして、解決のための取り組み内容や目標についても本計画に記載しています。

14ページをお開きください。

第4、健康づくり。

1、疾病予防の充実では、14ページから15ページで、一次予防事業としての知識啓発や健康相談、健康教育について。16ページから21ページで二次予防事業としての、特定健診や特定保健指導及びがん検診等について記載をしております。健康づくりでは、疾病の早期発見・早期治療に結びつけることが出来るよう、受診勧奨に努めるとともに、受診しやすい体制づくりに努めます。

22ページをお開きください。

第5、地域包括ケアシステムの強化・深化では、高齢化がピーク時に向かう2025年度を見据え、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することが出来るよう、第6期中に構築した地域包括ケアシステムを強化・深化させ、自分の能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することや、介護予防に関する普及啓発、他職種連携強化による取り組みに努めることとし、(1)在宅医療・介護の連携推進については、町内の既存のサービスにより、提供するとし、訪問診療、訪問看護の提供に向けた検討を行うとともに、不足する高度・専門的なサービスは、宗谷定住自立圏域等との広域連携により確保いたします。

(2)認知症施策の推進については、関係機関と連携しながら認知症初期集中支援チームとして相談支援を行うほか、地域住民が認知症を理解し、見守って行ける地域となるよう、認知症ケアパスの配布や、認知症サポーターを養成いたします。

(3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進については、2017年4月から開始した、介護予防・日常生活支援総合事業の受け皿として、地域団体の主体的な取り組みを期待しつつも、当面は介護サービス事業者が提供するサービスの見直し、新しい総合事業への参入を目指します。

(4)高齢者の居住安定に係る施策との連携については、避難行動要支援者支援制度や地域の見守り活動などの施策と連携して、安全・安心な地域づくりを目指します。

24ページをお開きください。

第6 介護保険事業の推進。

1、介護保険事業の給付実績ですが、(1)要介護認定者の状況につきましては、201

7年度は125人で、2014年度と比較して8人の増。要介護認定率は、20%前後を推移しております。

24ページ中ほどから、28ページでは、要介護度の構成比や、サービスの利用状況について、表やグラフを用いて説明しております。要支援1及び要介護1及び要介護3の割合が高く、施設サービスの利用が高い状況にあります。

29ページをお開きください。

介護保険サービス費用の状況ですが、第6期では、各年度とも、実績が計画を10%以上下回ることにより、会計の収支に剰余金が生じております。この剰余金は、介護給付費準備基金に積み立て、第7期保険料に充当することとしております。

30ページをお開きください。

2 サービス利用者の推計。

(1) 第1号被保険者数の推計ですが、65歳以上の高齢者が増加するため、第1号被保険者が増えます。

31ページ、(2) 要介護認定者数の推計ですが、1号被保険者の増加により要介護認定者数が増え、2020年度には139人、2017年度に対して14人の増と見込んでおります。

32ページをお開きください。

(3) 介護保険サービス利用者数等の推計ですが、施設サービス、地域密着型サービスの利用者数は、これまでの利用実績と施設の定員から見込みんでおります。居宅サービスの利用者数は、施設サービス利用者及び地域密着型サービス利用者を控除のうえ、サービスを利用していない人の割合を考慮して見込んでおります。

33ページからは、介護給付及び予防給付対象サービス別の見込量です。

33ページから37ページで、居宅サービス・介護予防サービスの13サービスを。

38ページで施設サービスの4サービスを。

39ページから40ページで地域密着型サービスの8サービスについて、それぞれ、これまでの実績や、ニーズの動向を考慮して、利用量、給付費を見込んでいます。

33ページ、ア、訪問介護の予防、及び34ページ、カ、通所介護の予防につきましては、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行となっていることから、斜線という形になっております。

38ページ、エ、介護医療院については、2018年度から新設となる施設サービスで、対象は、介護療養型医療施設を活用している要介護者となります。本町においては現在活用している要介護者が居ない状況であることから、第7期計画については、サービス利用を見込んでおりません。

40ページをお開き下さい。

地域密着型サービスのオ、認知症対応型共同生活介護は、現在のところ、町内に事業所はありませんが、浜頓別町の1施設と豊富町の2施設を、両町の承諾を得て、本町の被保険者も利用可能な事業所として指定しております。

近年、利用が急速に増加している状況を踏まえ、第7期では平均5～6人の利用があると見込んでおります。

41ページをご覧ください。

4、地域支援事業の推進と見込量です。

41 ページから45 ページで、介護予防・日常生活支援総合事業について。

46 ページから48 ページで、包括的支援事業について。

それぞれこれまでの実績や、ニーズの動向を考慮し、事業対象者数や利用者数を見込んでおります。

41 ページの介護予防・日常生活支援総合事業については、2017年4月から関連するサービスを実施、移行しております。

ア、介護予防・生活支援サービス事業といたしましては、介護予防給付から移行となった訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスと介護予防ケアマネジメントの4事業。

42 ページ、イ、一般介護予防事業としましては、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリ活動支援事業の5事業を実施し、可能な限り地域において自立した日常生活が送られるよう支援することとしています。

46 ページをお開きください。

包括的支援事業については、地域包括支援センターを中核機関として、在宅医療、介護連携、認知症施策、生活支援サービス体制整備を推進することとし、48 ページ、認知症総合支援事業では、2018年4月から、幌延町包括支援センターに認知症初期集中支援チームを配置し、専門職による訪問と適切な支援、経過観察等を行うほか、認知症への理解を深め、みんなで支えあう地域づくりのため、認知症サポーター養成を実施いたします。

49 ページをご覧ください。

5、介護保険給付費等の総額となります。

33 ページから48 ページに記載した介護給付と地域支援事業費に特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等を加えた総額は、2018年度が2億1,590万2,061円。2019年度が2億1,597万4,476円。2020年度が2億1,591万3,761円で、第7期中の3ヵ年の合計は、51 ページ中段の棒グラフに記載しておりますとおり、6億4,779万円となり、第6期中の合計6億6,061万3千円に対し、1,282万3千円の減ということとなります。

50 ページをご覧ください。

6 第1号被保険者の介護保険料。

(1) 介護保険料の設定につきまして、介護保険事業に係る給付の財源の仕組みについては、中段の図のとおりで、国、都道府県、市町村が50%。第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で残りの50%を賄う事は変わっておりませんが、前段の制度の主な改正点でご説明申し上げましたとおり、第1号被保険者の負担割合が1%引き上げられ23%となる他、調整交付金の交付基準見直しにより、他自治体と比較して高齢化率が低い本町の交付率は、3年間の平均で4.91%となる見込みであり、2017年度の交付率6.89%と比較しまして、1.98%の引き下げとなる見込みとなっております。このことから、第7期の第1号被保険者の負担割合を23.09%として保険料を算定した結果、第7期の保険料基準額は表に記載のとおり月額が5,614円、年額で67,400円。第6期に対しまして、月額では198円の増、年額では2,400円の増額となることとなります。

ここで、資料ナンバー 2、第 7 期介護保険料基準額算定資料をご覧いただきたいと思ひます。

表紙をめくっていただきまして、介護保険給付費等の総計、第 1 号被保険者の介護保険料基準額の算定式、第 1 期計画からの保険料基準額の経過については、記載のとおりですが、第 7 期計画において、給付費等総額の対第 6 期計画値が減額となっているにも関わらず、保険料が増額となる理由についてご説明をさせていただきますと、資料の最後の 1 番下の表に記載しておりますとおり、第 7 期において、制度改正等が無く、第 6 期と同条件で保険料を算出出来た場合には、②欄の保険料月額 4,915 円、第 6 期に対し 502 円の減額、更に第 6 期の余剰金を基金に積み立てる分を全額充当した場合においては、①欄の保険料月額 4,462 円。第 6 期に対し 955 円の減額に出来たこととなります。しかしながら、④欄、平均 0.54% 増の報酬改定により、月額 25 円の増額。⑤欄、消費税率の引き上げに伴い、月額 9 円増。⑥欄、処遇改善加算の増額分で、月額 45 円増額。⑧欄、1 号被保険者の負担割合改定で、月額 274 円の増。⑨欄、調整交付金の交付基準の見直しで、月額 631 円の増額となり、⑦欄、こちらは高所得者の利用者負担が 2 割から 3 割に増額となることによる、給付費の減ということで、月額 2 円の減額とはなりますが、制度改正等による保険料への影響額は、総額で 982 円の増額となるという風に見込みました。このことにより、基金全額を充当したとしましても、⑩欄の月額 5,614 円となることとなります。第 7 期の他市町村の保険料基準額や、全道全国の平均等については、現在のところ未だ公表されていない状況であるため、比較はできませんが、調整交付金の交付基準の見直しに伴う影響が大きいことから、高齢化率が特に後期高齢者の人口の割合が低い市町村では、保険料を引き上げざるを得ない状況であると認識をしております。

計画書案に戻っていただきまして、52 ページをお開きください。

(3) 所得段階の考え方につきましては、第 6 期同様に、所得に応じた負担割合を国の標準的なものを適用いたします。国が実施する低所得者保険料軽減事業により、第 1 段階保険料負担割合を 0.5% から 0.45% に引き下げて、算出をしておりますが、消費税率 10% の引き上げが行われた際の更なる軽減策については、正式決定がまだ出されていないため、本計画には反映をさせておりませんが、軽減策の完全実施が決定した際には、改めて議員の皆様へ報告させていただきますとともに、条例改正等を行う予定でありますので、ご承知おき頂けたらと思っております。

53 ページには、所得段階別の年額保険料を第 6 期と比較できるように記載しておりますので、後程ご覧いただければと思ひます。

55 ページをお開きください。

55 ページ、第 7、高齢化に対応したまちづくりの推進では、1、高齢者の人権の尊重。

(1) 権利擁護の推進として、成年後見制度利用支援と高齢者虐待防止について記載をしております。

56 ページ。2、居宅生活のための支援事業では、居宅生活支援事業として、9 つの事業を記載をしております。

57 ページ、エ、高齢者等の地域見守り活動に関する協定については、現在 6 事業者と協定を締結しており、今後、更に協定事業者が増えることを期待をしております。

58 ページ、ケ、介護保険サービス外のサービス提供支援では、幌延町社会福祉協議会に

において、2017年10月から実施しております、介護サービスでは行えない家事援助や受診時の付添支援などの、対象者や事業内容の拡充に向け、社会福祉協議会と検討する旨を記載しております。

59ページ3、生活環境の整備。

(1) 高齢者に配慮した環境の整備として、7つの事業を記載しております。

60ページ、キ、移動手段の支援では、社会福祉法人幌延福祉会が実施している町外の通院や入退院時の外出支援について記載しております。

61ページ、4、生きがいつくりの推進では、生涯学習の推進など4つの事業を記載しております。

62ページ、第8、介護給付対象サービスの確保。

1、地域密着型サービスの事業者指定では、地域の特性に応じ、多様で柔軟なサービスを提供する事業者の参入に対する期待を明らかにし、地域の利用ニーズ情報の発信や事業者参入意向の把握に努め、実現に向けた施策の整備と、事業者指定の公平・公正について記載しております。

2、報酬の独自設定では、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の基準、報酬単価は、地域の実情に対応できるよう国の基準等を踏まえ設定することを記載しております。

3、人材の育成・確保では、介護サービスの現場を担う人材の確保、育成、定着を図るため、事業者との連携や運営支援について記載しております。

63ページ、第9、計画の推進体制。

1、介護保険事業の取り組みでは、63ページから65ページに6つの取り組みについて記載をいたしました。

65ページ、(5) 共生型サービスの検討では、本町に介護保険サービスと障害福祉サービス、それぞれを提供する事業所がありますので、よりサービスを受けやすくするために新たに位置付けられました共生型サービスの提供について、検討をしていくこととしております。

66ページをお開きください。

2、高齢者保健福祉の取り組みにつきましては、第6期から変更点がないため、説明を省略させていただきます。

3、計画の推進により目指す数値目標につきましては、市町村が行う、自立支援・重度化防止施策について、データに基づく地域課題の分析、取り組み内容・目標の介護保険事業計画への記載や、適切な指標による実績評価が制度化されたことにより、第7期計画全体の数値目標として、要介護認定新規申請時の平均年齢を計画期間中の3年で、3歳延伸させることとし、目標年の2020年度では、平均83歳と設定し、毎年評価管理することを記載しております。

67ページ4 事業の達成状況の点検及び評価としましては、(1)で、幌延町介護保険事業計画及び幌延町老人保険福祉計画策定委員会を設置し、計画の達成状況や給付実績のモニタリングを行い、事業の円滑な運営を推進していくこと。

(2)で、社会情勢や住民等の意向を踏まえながら、各サービスの利用状況等を確認し、次期計画の策定にあわせ、計画の達成状況を点検、評価、公表に努めること。

(3) で、計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、施策の計画目標を基に、毎年の進捗状況を点検し、課題整理や改善への取り組みを行い、その結果を基にPDCAサイクルで、より効率的かつ効果的な施策の推進を目指していくことを記載をしております。

以上で、第7期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の概要の説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。ここで3時まで休憩をとりたいと思います。

(14時54分 休憩)

(15時00分 開議)

それでは、皆さんお揃いですので、休憩を解いて会議を再開したいと思います。

ただ今説明のありました、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の概要について説明をいただきましたが、この件について意見のある方は指名を受けてから委員の皆さん発言してください。

鷺見委員

高齢化率のと、それから新たに国の方で5%と高齢化率の高いのが11%の補助が出ると。いわゆる増えますよと、今までよりは。その高齢化率からいって、幌延は高齢化率は低い方にあるんですけど、高齢化率何%から補助率が上がるっていう通達になっているんですか。

村上戸籍福祉G主幹

高齢化率が何%だから上がる、何%だから下がるっていうような通達にはなっていないですね。幌延町の場合は高齢化率がちなみに国勢調査の数字を国は使っているようで、幌延町の今の高齢化率については22.8%という数字で、この高齢化率と所得段階も今までもあったんですけども、高所得者の高い市町村については、交付基準が低いというような部分は変わってないんですけども、今まで高齢化率については22.8%ということなんですけども、75歳以上の後期高齢者の率、2区分から3区分に分けたことによって、3区分の率の多い少ないで、交付基準の額が変わってくるというようなことで、そこを踏まえた上で、国から幌延町の第7期の交付率については、4.数%ですというような形で来ているという状況です。ちなみにですね、管内の状況でいきますと、稚内市で高齢化率は24.2%、隣の豊富町では27.2%っていう状況ですので、豊富町と比較しても、高齢化率は約5%うちの方が低いという状況であるということから、幌延町は高齢化率が低いことによって、今までの交付率よりも約2%ぐらい下がっての提示がされたという風な認識をしております。

斎賀委員

他に委員ありませんか。

鷺見委員

いわゆる介護保険についてですね。横だしサービスっていう言葉で前言ってたと思うんですけど、要するに国の補助、道の助成以外にですね、今回の改定によって、いわゆるサービスに分類されない自主財源でやりなさいというようなものも大分出てきたと思うんですけど、その辺は幌延ではどういう影響しているんですか。

村上戸籍福祉G主幹

国の方の報酬改定等によって、介護給付から外れる部分ということだと思うんですけども、



本町におきましては、国が今示している、外れる部分に対する事業自体が元々幌延町には無かったということで、その部分の改正に伴う影響は無いという風な形でございます。

齋賀委員

他にありませんか。

西澤委員

計画自体でないんですけど、少し中身なんですけれども。訪問看護に関して、前期の計画でも載っていましたが、5期に載っていたかどうか定かではないんですけども。先程の藤田課長のお話でも、田川先生も在宅にという話がありました。訪問看護というのは、かなり必要かなと思ってます。全道的に見ても、訪問看護が無いのは、残り少なくなっている状態なんですけど、その中で訪問看護ができない理由というのは、どこだと考えているんでしょうか。

藤田保健福祉課長

訪問看護、制度ができれば、制度だけを作るっていうのは、多分簡単に。他の町の事例なんかを調べながらできると考えてますけれども。ただ、じゃあ、その制度作った後にそういう人材を確保できるんだろうかというのは、うちの方でも、色々疑問があるということです。何故そういうこと言うかという、色々介護に限らず、色々なサービスをここ何年間で作ってきたんですけども。結局この制度は作るんですけど、それを実現してもらえる人、実施してくれる事業者、実施してもらえる人材。それが募集してもなかなか集まらないっていう実態がここずっとあります。やりたいこといっぱいあるんですけども、そして困ってる人もいっぱいいらっしやいまして、それを実現するために、こういうことあったら良いんじゃないかってことも、関係機関と色々話はしたりするんですけども。結局は、例えばヘルパーでさえ、募集してもなかなか集まらない。ヘルパーの資格無くてもできる、横だしサービスを実施してもらえる方もなかなかやり手が確保できない。看護師や色々な専門職も、もちろんかなり厳しいんですけども。そのような状況でして、訪問看護が必要、田川先生も訪問診療やるんならできます。やってもっていうようなことも、おっしゃってはいただいているんですけども、実際問題、医師1名体制でやる時に、訪問診療までできるんでしょうかというようなことは、私個人的には考えてます。というのは、木曜日の夜に旭川医大から来ていただいているんですけども、金曜日は基本的には、田川先生フリーな状態にはつくっていますけれども、ただ、そこに全ての事業を入れてます。実際に。町の事業、学校の事業、健康診断。全てその金曜日に。今後、産業医の資格も先生取っていただいたんで、原子力機構の産業医の関係の事業も、全て金曜日に入ってくるというような状況の中で、訪問診療までやるということになりますと、お医者さんがちょっと足りないという状況になります。訪問看護も同じようにですね、作ったらはっていう声をかけていただいている方もいらっしやいまして、そこは私共も色々考えて、制度設計もしていかなきゃならないとは思ってますけれども。現状においてそれを実現するっていうのは、かなり厳しい話じゃないかなという風には、個人的には考えております。

西澤委員

訪問診療に関しては、同じような意見です。そこを求めているのではなくて、その訪問看護の場合、他の自治体で訪問看護に関して制度は作るけど、実際実施を行っていないっていう自治体ってあるんですか。制度だけ作って、後は何も動いてないという意味合いですか。

藤田保健福祉課長

例えば、訪問看護やるっていうことになりますと、訪問看護ステーションを当然立ち上げなきゃならないんですよ。それをどこに作るかっていう問題、まずあると思います。当然、診療所との連携が必要になっていくんですけども、そこでスペースですとか、そういうものは、今現状では、なかなかスペースを確保する場所が無いっていうのは、正直なところですけども。狭い事務所の中にまた1人入って、それで色々対応していけるのか。じゃあ、休憩室は皆一緒に良いじゃないのっていう考え方もあるかもしれませんが、そういう問題は、すぐ出てくると思います。やるとした時にですね。先程もちょっと繰り返しになりますけども、制度を作る事自体は色んな自治体の例、実際ありますから、それを作るのは、本当にそんな難しいことじゃないと思いますんで。実際に体制を作って、運営して行く中で、そういった体制をどうやって取れるのかっていうところは、かなり課題があると思います。

西澤委員

前期にも載っているという、先程の話しました。今回も提携に向け、関係機関と検討しつつという風にあるので、前期から載っていて、今回も載っていて、それがどうして結果に結びつかないのか。何故できてないのかっていうところが何故なんだろうという質問なんです。今のお答えだと、今回来た院長先生も、先程言った様に在宅というようなお話があった時に、前向きに動いていくのかなという風には考えますが、その中で、今課長がおっしゃったようなそういう課題があるのは、それは多分前期からずっとあるんでしょうし、それで今回計画として載せて、今後3年間動いていく時に、また同じような感じで動かないのかっていうことですよ。

藤田保健福祉課長

今回の医療介護の制度改革については、基本的に国も言ってるのは在宅で。今、介護状態にある人も少しでも健康になるように。重度化にならないような取り組みをちゃんと進めなさいっていうようなことがはっきり書かれておりますので、計画上、そこに書かないってことには絶対ならないと思いますし、やらなければならない課題であるっていう認識は、当然こちらの方はしてます。だから、介護計画上は、そこは必ず記載することになります。ただ、それを受けて、検討はしますし、やっぱり検討するからには、実施の方向に向けてやっぴかなければならないというのは、委員と同じようなあれですけども。なんせ、課題が多すぎるっていうのも、ご承知のとおりだと思いますし、それを1歩ずつ色んな方向で進めていきたいっていうのもあります。それで、実際に国の方針が出た中で、こざくら荘の施設長とも話してますのは、今後介護報酬で加算もらうためには、重度化しないような取り組みをしていかなければならないですよっていう話は、当然しております、今後一緒にその方向に向けて検討していきましょうねって話も進めてます。その中の1つで、うちの課だけでは当然できませんので、たまたま兼務でそういうところにいるっていうのもあるんですけども。実際は、ほとんどこちらにいて、こちらの仕事が多くて、なかなか診療所の方も重要な決裁ですとか、色んな場面で、いろんな意見をしながら、意見交換を進めておりますけれども、なかなか病院関係の施策を具体的に進めていくというようなどころまででは、ちょっと厳しい状況だっていうのは正直なところですよ。

西澤委員

わかりました。共生型サービス、今回の介護保険制度の改正でも載っておりました。65

ページに書かれているように幌延町は、幌延福祉会がどちらの施設も持っていて、本当に理想的な形で運営できるのかなど。その中で、どういうサービスが提供できるのかってところが、1番大きなところなのかなと思っていますので、全部幌延福祉会で考えてくださいというよりも、やっぱりこれも行政と一体となって、どういうサービスが提供できるのかというところを考えていけたらなという風には思っていますが、この辺についてどうでしょうか。

藤田保健福祉課長

当然、国の方もそういう風な取り組みをなさってことで、本町にも北星園がありますから、まさにそういうことを。施設の中で介護もってということだと思います。それは、私共も同じなんですけれども。ただ、北星園の方も、よく施設長とお話するんですけども、実際は、利用者ですね、高齢化、重度化が進んでまして、今でも適応除外施設ということで、介護の人でもちゃんと看るといっていうようなことになってますけども、これが完全にこれが共生型施設として制度化されたということですから、当然、町としても、そういうような方向性になるようにですね、色々検討していかなきゃならないという認識で、計画にはそのような記述をさせていただいてます。ただ、北星園の方も職員がよく代わってしまっていて、結局はプロがなかなか確保できない。手のかかる利用者が増えていってる。そうなる手がまわらないので。こういう共生型施設になりますと、当然手まわったって、当然も介護も携わるような施設になりますから。実際、実施は今でもしてますし、する努力もしていかなきゃならないんでしょうけれども、手がまわらないがゆえに施設長からなんとかしてくれと。要はうちの特養なりなんなりで預かってくれないかというような話しが出てるのは、現実な問題なんですね。だから、ペーパー上は、制度上は、できるようになるんですけども。先程の訪問看護ですとか訪問診療などと同じような形でですね、それをやるとした時に施設側が対応できるのかと。今でさえ厳しいと。厳しいから、特養の方でなんとかってというような話もされてる中で、共生型のサービス、当然検討はしますし、国の方向ですから、やらなきゃならないとは思いますが。実現させるためには、施設側もかなり負担が増えるっていうのが現状ですから、我々もやれよというようなことは言いますが、すぐやりましょうかということには、現実的には厳しいのかなというようなことは考えております。

西澤委員

今課長がおっしゃられたようなサービスが、なかなか確かに難しいかなという風に思います。その町民の中から、高齢者の中でもからでも、サロンのような場所が欲しいというような話はいつも出て、障がい者とか、グループホームも、幌延町北星園は持っておりまして、その中で運営を共生型サービスでサロンを運営するようなやり方もあるかなという風には思いますので、何かそういった施設で、そういうサービスって拘るのではなくて、共生型で何かサービスってことで、もうちょっと広げると少しあるのかなという風に思いますので、検討していただきたいという風には思います。

藤田保健福祉課長

サロンのようなものは、私共も必要だという風には思ってます。北星園内にサロンを作るっていうのは、現実的ではないのかなと。場所的な問題もありますし、今の北星園の利用者の問題からいうと、かなり厳しいのかなってことは思いますけれども、やっぱりサロンも私達も必要だと思うんですけども、やっぱりそこなり手。要は支えてくれる人ですよ。実

際にサロンをやるっていうことになりますと、1人では当然できませんので、何人かが協力していただいて、高齢者が安心して集える場所を作るっていうことですから、やっぱりそこは人なんですよね。ハード的な問題でいくと、例えばお風呂でもどこでも利用はできると思うんですけども、その辺の課題というのは、人がいないというのがこのサービスで、高齢者にしても、障がい者にしても、子育て分野も同じなんですけれども、人を確保するっていうのが、大前提だと思いますけれども、その人の確保が難しい現実が、そこが壁となっているという部分が私の正直なところですね。以上です。

斎賀委員

他に委員ありませんか。

植村委員

難しい話から、現実的な話、簡単な話なんですけれども、生きがいつくりの推進ということで、昨年度も以前からなんですけれども、高齢者の方と懇談をした際に、パート4の長寿のお祝い事業ということの中で、どうももうちょっとなるとかならんかという声を何回も聞かされているんですよね、中身に関して。今年度その辺に関して、改善というか何か考えておられるのか。

藤田保健福祉課長

議員さんと老人クラブの懇談があって、その意見を私共も聞きました。それで、内部で検討しまして、財政担当課とも色々協議、理事者にも了解いただいたんで、来年度の平成30年度の予算には載るんですけども。昨年、民生委員協議会の100周年記念事業が稚内でありまして、その時に私共も参加させていただいて、とっても感動したんですけども、南中ソーランのOB会っていうのがありまして、とっても迫力のある、高齢者でも喜んでいただけるそういうものを見て来たものですから、それをなんとか実現したいということで、来年度は見世物のメインっていうかですね、その中でそういう事業をやって、またその評判を聞きながら、今後どうするかっていうことを考えております。従いまして、平成30年度は長寿まつりの中でちょっとそういう取り組みやってみようかなという風には考えております。

植村委員

そういった目先の変わった形の中で、祭りを盛り上げていくということも大切でないかなという風に思います。近隣のどういう形で長寿まつりをやっていますかという話、ちらっと聞いてみたんですけども。本当に町々でそういう工夫をこらして、いかにして時間内で対象者を喜ばして、お祝いして帰すかということで、苦労してるような部分がかなり見受けられます。当然、うちの町と同様、アルコール類は一切町としては出しませんという自治体もあったり、いやいや長寿祝いだけは別なんで、本当のお神酒程度のものはちゃんと出しますよという自治体もあったり、色々対策を講じているのを聞きましたんで、是非うちの町でも参加した人が、いやあ面白かったね、楽しかったねっていう感想が聞かれるような、そういった長寿まつりにしていければなという風に思いますんで、どうかお願いいたします。

藤田保健福祉課長

今、貴重なご意見いただきましたんで、私達も年に1回の高齢者が集う事業ですから、よろこんでいただけるような工夫をしていきたいなという風に思います。

斎賀委員長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、第7期 幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の件についてはこれで閉じたいと思います。

半まで休憩を取りたいと思います。

(15時23分 休 憩)

(15時30分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開します。

調査事項5番、産業振興課所管、幌延町開基120年記念事業についてであります。これについて説明を求めます。

角山企画振興G主幹

それでは、私の方から幌延町開基120年記念事業についてご説明させていただきます。お手元にお配りした一覧表をご覧ください。

こちらにつきましては、平成30年度の予算要求ベースで挙げた事業を書いております。全部で14事業ございまして、事業名と内容について簡単にお話させていただきます。

まず、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業ですが、こちらについては本年から1部事業動き出しておりますけれども、3月31日、1日の開幕戦のチケット無償配布から併せてですね、グッズ製作ということで、ポロシャツ、タオルの販売の方は29年度の予算で一部取り組みを始めております。平成30年度については、試合のタイアップイベントや応援グッズの作成、講演会や野球教室の開催、観戦ツアーの開催を予定しているところです。

続いて、2番記録映像等制作業務ということで、こちら平成26年からですね、取り組みさせていただいております。町史記録用の映像をですね、取りまとめたものを10月の式典視聴用の編集作業。また、120年記念の事業等々の撮影をして、平成31年度ですね、120周年の年に完成版として出す、撮影業務。併せて移住定住のPR動画の作成ということを考えております。

次に青いケシ苗の配布事業、3番です。こちらですね、平成31年の苗を希望する町民、元町民も含めて考えておりますが、配付してですね、120周年に花を咲かせようというようなことを内容を考えております。

次に4番ですけども、町産のミズナラ材によるワイン樽ですね、ワインの製造事業ですが、今年度樽の製材等々、樽の作成について準備を進めておりますが、来年度については、樽の作成と試験醸造を事業として考えており、こちらについては北海道の150年記念ですね、北海道みらい事業に登録をして、クラウドファンディング、またはですね、北海道の地域づくり総合交付金を使って、事業の方を考えております。

次に5番ですけども、記念誌の製作事業、こちらですね、町勢要覧の要素も加えた記念誌の製作を考えており、できあがったものについては、全戸配布を予定しております。

次に6番観光案内版の更新事業。こちらは観光協会実施体になりますが、幌延駅ですね、設置看板について内容の更新、あと支柱の腐食等進んでいるので、補修も併せて内容の更新を考えてるものがございます。

次に町広報誌特集事業ということで、北緯45度の大地に生きる動植物達というタイトルで、特集記事の掲載。特集記事については、平成30年の4月号から掲載を開始する予定となっております。

次に8番の記念写真展開催事業ということで、「120年の歩み大還暦写真展」と題しまして、幌延、問寒において、5月下旬から6月中旬に写真展の開催を予定しております。

9番に記念式典の開催事業ということで、記念式典。併せて開拓碑の献花式を10月20日に開催を予定しております、160名程度の参加案内を予定しているところです。

こちら10番名林公園の開拓記念碑の改修事業ですが、こちらでもですね、傷みが出ているところを今年の記念事業に併せて修繕をかけるものでございます。

次に11盤、長寿まつり。こちらについては、南中ソーランの演舞をですね、祭りの中に入れようというようものでございます。

次に12番、舞台芸術鑑賞事業ということで、東京ブラススタイルによる演奏。幌中吹奏楽部とのセッションということで、平成29年度にも同じ東京ブラススタイルによる演奏を行っております。非常に好評だったということで、翌年度も実施するというようなことで、こちらは北海道文化財団助成等を活用しながら、事業を行う予定でございます。

次に13番、史跡標柱の設置事業ということで、豊栄小、上豊神小、幌延炭鉱、下サロベツ駅通所の4カ所に設置を予定しております。

最後になりますが、14番記念植樹事業ということで、植樹用の整地を行って、苗を購入。こちらについては緑の羽根募金を活用して、植樹を行う予定となっております。

以上、14事業、平成30年度に現在予定しております事業の概要についてご説明させていただきました。以上です。

斎賀委員長

ありがとうございました。

120周年記念事業について意見のある方は指名を受けてから発言してください。

西澤委員

1番と14番なんですけれども、観戦チケットの無償配布は、何枚を予定しているのかと、植樹用地はどこを予定しているのでしょうか。

角山企画振興G主幹

観戦チケットについては、今ご案内しているのは、各日100枚、100枚の200枚でございます。募集の方は既に締め切りをしております、両日で100名まではいかなかったんですけども、応募いただいて、応募していただいた方皆さん行けるような形になってます。その他ですね、球団でチケットを用意する事業だったり、町独自で観戦ツアーを組むという催しも平成30年度に考えておりますので。

山本産業振興課長

記念植樹につきましては、植樹の場所なんですけれども、今年伐採というかあの跡とですね、自転車専用道ありますよね、あの縁にですね、桜を植えようと考えております。保健センターから職員住宅に抜ける自転車専用道ありますよね、あの道路ね。あの縁のちょっと何メートルかにですね、桜を埋めていこうかなとは思ってますけども。

西澤委員

その伐採したところに植えるのは、何の木ですか。

(「桜の木」の声あり)

山本産業振興課長

楓も一部ですね、桜と楓と混ぜてですね、一部植えようとは思って、今考えてはおります。

吉原委員

13番目の史跡標柱設置事業で、これみたら殆ど間違え別なんですよ。それで、例えば南沢小学校の跡だとか、あるいは浜里小学校、それから安牛も今もうあれでしょ、体育館壊しちゃったんですよ。そうするとあそこだって学校あったか無いかわかんない。そんなのはどうするんですか。もう今既に建ってるのかどうか。

飯田総務財政課長

南沢は29年度に建てました。浜里も元々建ってるはずですよ。この碑も下サロベツも元々建ってたんですがちょっと倒れてしまって、建て直すのに。あと、開進とか上幌とかにつきましては、閉校になった時の皆さん、石碑を建ててるわけなんでね。ですから、そこに改めてっていうのは、確か考えてなかったかなと思うんですけども。もしかしたら、ちょっと教育委員会に聞いてみないとわからないんですけど、その辺私は聞いておりません。

植村委員

8番の記念写真展という「幌延120年の大還暦写真展」とかって。これはどのような、もう既に写真を手配して、出来上がって、あとはそれを編集するだけになっているのか、これから町内に呼びかけて何か懐かしい、目新しいものをありませんかって探すのかって。

飯田総務財政課長

開基でなくて、町制施行50周年の時にも、写真展やってるわけなんですよ、その時もある程度古い写真集めてまして、その他に町史とかで集めてたり、町の部署で持っているなどありますので、それらの古い物から新しい物、平成30年までのものを時系列に並べてということで、大体できればA3サイズぐらいのものを掲示して、幌延と間寒地区とで1週間程度の期間でやりたいという風に考えています。

植村委員

そしたら、この事業で改めて一般の町民の中からそういうものを発掘して、お借りするという事ではないということですね。

飯田総務財政課長

広報とか何とかで、お願いしてということまでは考えてございません。

無量谷副委員長

9番に該当するかなと思うんですけど、幌延の町民の中で功労的な方が結構いるんでないかなと思うんですけど、100年の時には中々もらえない対象だったんですけど、やっぱり120年で表彰してはどうかなって感じしてるんですけど。その表彰規定っていうか、それらの基準でどのぐらいの規模でやるのか、その辺教えていただければと。

飯田総務財政課長

表彰の方、まだはっきり固まったわけではないんですが、今現在総務財政課の方で考えてますのは、この120年記念というのが、昨年町長の方からも説明もあったかと思っておりますけど、ある程度ささやかなものでということで考えてますので、100年のような大規模な表彰とまでは考えてございません。どちらかと言いますと、今回は表彰の対象は、公共的団体をですね、対象に考えてございます。個人につきましては、条例表彰の方で対象はほとんどすくえてますので、個人の部分については、条例表彰の方にお任せってことで、今回120年の表彰については、公共的団体ですね、公共的活動をしている団体を絞っていきたいという風に考えてございます。私ども今のところ、5、60団体ぐらいになるのかなって考えて

います。まだ、理事者とそこまで詰めてませんが、総務財政課の方では、大体そのぐらいの数になるのかという風に考えてございます。以上です。

吉原委員

記念のね、120年記念映像の撮影って、現在の状況を撮影するの。それとも古い写真、あるいは映像を取り込みながら作っていくのか。その辺どうなのか。

角山企画振興G主幹

両方っていうことになるかと思うんですけども、120年の行事。あとは100年の時、80年の時と記録映像録ってますんで、そういったものを混ぜながらですね、最終盤は完成させようと思っています。

吉原委員

1つ提案なんだけども、実は北斗の方で聞いたら、昭和30年代にNHKで北斗に来て撮影したフィルムがあるんですよ。こんなのは使えないのかなと。ちょうどね、鷺見君達がまだ子どもの頃の映像で、開拓始まって10年ちょっとぐらいの写真だから。フィルムですからね、16mmフィルムなんだけども、そこの良いところだけ録ってっていうことでも使えるのかな。提案としてどうでしょうということ。

飯田総務財政課長

部外者で申し訳ないんですけど、それはフィルムというのは、どちらが所蔵されてるものなんでしょうか。

鷺見委員

NHKの新日本紀行か何か。

飯田総務財政課長

そうなると、著作権の絡みとかが。

鷺見委員

著作権はないのさ。NHKから贈呈で受けた。

飯田総務財政課長

それ編集前のものなんでしょうか。

鷺見委員

編集後だけどね。

飯田総務財政課長

そうなると、やっぱりちょっと。

鷺見委員

ただ、ドラマでなくて、ただ記録だけだ。新日本紀行のやつは編集し直したから。放映したやつじゃなくて。

飯田総務財政課長

放映してなくてでもですね、作ったら著作権は出てしまうんですよ。ですから、それはHBCフレックスの方に確認して大丈夫かどうか聞かないと。

鷺見委員

フィルム自体が古いから。事務所の2回に置いてあるから、変色しちゃってる可能性もあるし。

吉原委員



もし、持ってこれるんだったら、早く持って来て、確認して、駄目なら駄目で良いから。

斎賀委員長

休憩をとります。

(15時46分 休 憩)

(15時47分 開 議)

斎賀委員長

休憩を解いて会議を再開します。

西澤委員

もう1点、すいません。この120周年の最終盤が平成31年度に作成するという事なんですけども、前に話したかもしれませんが、DVD売るんでしたっけ。このDVDはどうするんでしたか。

角山企画振興G主幹

基本的には販売を考えてます。町制施行50年の時ですね、同じように作って、販売したり、あとは広報誌の中でクイズを出して、当選した方にプレゼントしたりとかって、全てを販売ってわけじゃなくて、そういった配付用と販売用っていうようなことでやろうかなという事は考えてます。

西澤委員

式典が平成30年の10月20日なので、そのための式典視聴用映像の編集ということは、短くまとめてってということでもあるんでしょうけど、最終版を流すような機会というか、流すようなものでもないし、1枚のDVDってどれくらいの分数で製作するんですか。

角山企画振興G主幹

まだそこまで詰めていないので、はっきりとは申し上げられないんですけども、50年の時は大体1時間ものみみたいなものを作りました。式典で放映するものは、幕間なので、短く。この5年間の撮り溜めた映像をメインにちょっと楽しんでもらうって目的で作りますが、記録映像として撮り溜めたものは、もう少し長めに。最終的に120年の事業も入れて最終版を作るというような。昔の映像も含めてですけども。というような構成を考えてます。で、50年の時は、上映会をやりました。なんで、そういった形でお披露目して、売らうってのが流れなのかなとは思いますが、検討段階です。

斎賀委員長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これまた、新年度の予算の中でもありますので、その時にまたお尋ねしたいことがありますしたら、その中で訪ねてください。

以上で120周年記念事業については閉じたいと思います。

続いて2つ目、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

角山企画振興G主幹

それでは、続きまして、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略のですね、施策の展開についてご説明させていただきます。

お配りした資料、まず概略を記載したもの、その次にですね、ロードマップ。工程表をですね、先般庁舎内でヒアリングを行いましたので、その改正をしたもの。で、その後ろにで

すね、参考資料として、今年整備をしたですね、移住住宅、または空き家バンク、あとは駅の改修を行った移住情報PRセンターの図面を付けて、空き家バンクのホームページの掲載状況を載せておりますので、これは後程ご覧いただければと思います。

それでは、1番最初の資料に戻っていただきまして、総合戦略についてご説明させていただきたいと思います。

戦略の進行管理につきましては、工程表をつくるということになっておりまして、今年度についてもですね、進捗、施策の展開状況に関する庁内ヒアリングを実施いたしました。そちらの取り組み状況や成果の報告については、本日の常任委員会、またこの総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生会議の中でまとめたものでもございますので、検証作業をこの後3月に開催予定しておりますが、創生会議、今後こちらの内容についても委員の皆さんにお諮りしようと考えているところです。

工程表の話が出ましたので、2枚目の表裏の工程表をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましてはですね、色分けで事業を書いておりますが、黄色の枠組みに入っているものは、検討課題でございます。オレンジのものは実施した施策となっております、1番右側の欄にそれぞれの基本目標といたしまして、基本目標の左上の方に(1)から(5)まで書いておりますが、この戦略の基本的な目標を達成するために出した指標が成果目標として右の欄に記載しておりまして、こちらは、平成31年に向けてですね、この目標を達成していこうということで、それぞれの基本目標の応じた課題の取り組みということで、そこにぶら下がる施策の取り組みを書いているものでございます。黄色の枠を中心にご説明させていただきますが、今後の検討課題になっているものをですね、今年度取り組みによって進展させた部分という物をですね、赤字で記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

(1)のまちにしごとをつくり安心して働けるようにするの、アの酪農の振興については、黄色枠の中にですね、町営草地のあり方の再検討ということが新たな課題ということで挙げられております。こちら、酪農に限らない広義な新規就農者の受入れと書いておりますが、肉牛であったり、その他酪農に限らずに広く町営草地のあり方を検討しようということで、課題を挙げております。

次に商工の振興、イですね。こちらについては、今年度、前年度と含めて、各種支援事業を立ち上げていきましたけども、その中でも人的な助成ということで、今年度商工業の人材育成支援助成金というものを作って、雇い入れが増えるようにというようなことで、こういった施策を打つてるところでございます。

次に企業誘致と起業支援ですが、こちらについては、同じくですね、商工業の雇用促進の補助事業というものを本年度制定しております。

次に(2)番のですね、次の枠組みになります、まちへ新しい人の流れをつくるというカテゴリの中で、移住定住の促進に課題として挙げておりました、移住住宅の更なる整備ということで、こちら平成30年度の運用を開始を予定しておりますが、問寒別移住促進住宅をオープンする予定でございます。また、ちょっと暮らしということで、短期入所ができる目的ですね、こちらと同じく平成30年度から幌延の旧森林管理所を取得して、2戸。先程申し上げた問寒別の移住住宅1棟2戸でございますけれども、1棟は短期入所を目的とした、ちょっと暮らしを目的とした住宅をオープンさせます。短期入所を考慮した住宅については、最低限になりますけども、家具等をですね、備えて短期入所できるような形に整備するとい

うようなものでございます。併せて移住情報PRセンター、支援センターということで、幌延駅に移住情報発信、相談等々の窓口を設けたセンターを開設する予定でございます。こちらについては、地域おこし協力隊を活用、当面の間検討しております。

次にイの観光資源の発掘でございますが、観光等の複合施設の構想ということで、こちらについてもまち・ひと・しごと創生会議の中で徐々検討の方進めておりますが、町の振興と観光振興、観光の観点から地域の振興を考えるとという意味合いで、その中の1つとして、手段としてですね、複合施設を検討することによって、町の将来的な方向性、イメージというのは会議の中で素案を練っているところでございまして、会議の中で検討、また、ワークショップで方向性の検討をしているところでありますが、なかなか誰が実施するんだということ、この課題が重くのしかかっているところでございまして。また、お土産品、特産品の開発についても、必要性を非常に感じているというような課題が会の中で出るというような現状でございます。

次に地域おこし協力隊の活用ということで、こちらについても昨年度3月に実施しましたが、今年度につきましても、隊員さんの活動報告会を3月末に予定しているところです。これによって活動状況が見える化して行くというような取り組みを考えております。

次に(3)の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるということで、アの結婚・出産・子育てへの支援ということで、婚活支援の課題をですね、進展させるために種々取り組みを進めておりますが、協議会の中でも、課題としてですね、若い世代の対象となる皆さんの盛り上がりが必要だというような課題を抱えているというようなことでございます。次に妊活支援ということで、育児支援の要素含む形での出産祝金については、平成30年度の方から制度の方が開始されることになっております。

裏面をご覧ください。

次の4番の時代にあった地域をつくり安心な暮らしを守るというその中で、地域おこし協力隊の活用による日常生活支援と書いておりますが、特に議論されたのがシルバー人材センターをどうしようかというような課題がございまして、なかなか現状の中で、この取り組みを進めるのが難しいというような検討の中での課題が出ておりまして、もう1度ですね、方向性を再検討して、先般講習会なんかもありましたが、町民の皆さんが主体となってやる形みたいなものも皆さんで勉強しようというようなことで、ちょっと方向性を変えているところでございます。

次にイの教育環境の整備と教育の充実ということで、小中一貫教育の推進となっておりますが、こちらについても町民の意見も聴衆しながら、検討すべきだというようなことで、課題として載っているところでございます。

次はですね、飛びまして(5)のですね、地域と地域を連携するというところでございます。こちらについては、スポーツ大会の誘致、または合宿の支援ということで、こちらでもですね、幌延に今足りてない部分ということで、どうしたら良いかということを活用、検討しようという動きでございましたが、試作、試行ということで、札幌国際大学の学生さんをお呼びですね、観光のモニターをしていただいた時に町内会館、宿泊施設がなかなか無いという課題もありますので、町内会館をためしにですね、拠点として使っていただいたりというようなことをやっております。今後については、運動だけではなくて、合宿的とかそういった面での少人数の受け入れも含めて、受け入れるための支援、物なのかお金なのかって

いうそういったものを含めての支援制度みたいなものも含めて検討するというようなことで、合宿の誘致、スポーツ大会の誘致も含めてですね、今後検討を重ねるというようなことで今年度の事業の中で、課題を解決するためのヒアリングをして、こういった部分を追加したということでございます。以上です。

ここで、工程表の中身については、まだ続きあるんですけど、一度切った方がよろしいでしょうか。

(齋賀委員長「どうぞ、続けて」)

では、1番最初にお配りした紙に戻っていただきまして、ちょっと説明が重複しますが、移住住宅、こちら整備は、北海道の地域づくり総合交付金を今年度活用して、幌延地区・問寒別地区に整備をし、平成30年の4月運用開始を予定しておりまして、条例の改正等3月の定例会に提出させていただきます。

次に空き家空き地バンクですが、なんとか今年度の運用を開始いたしまして、現在9件の登録となっております、空き地が多いんですが8件、空き家が1件ということで、こちら新規の登録も含め、問い合わせですとか、登録後にですね、色々問い合わせも含めた活用、検討をですね、問い合わせいただいております。その中で、ホームページの現状の資料をですね、後ろに付けた資料の中にあるんですけども、前にご説明した時はイメージ図しか付けてなかったんですけども、現在はホームページ上で、その物件の状況ですね、わかるような写真をつけて、現在の状況も併せて見れるような形にしておりまして、これより詳細な情報を知りたい方は、町の方に許可申請をしていただいて、見ていただくというような形になってますが、ご覧のとおり、現在交渉中の物件であったり、交渉が成立して、リストから消すとか、そういったことで動きがそれぞれの物件に応じて出ておりますし、新規の登録ということで、裏面の2件については、最近ですね、登録があったということで、今後も引き続き情報発信をして、活用していただければと考えているところでございます。

次に2の移住定住政策の3番ですけども、移住情報PR支援センターということで、こちら国ですね、拠点整備交付金を活用して、JR幌延駅を改修しております。工期については、3月30日となっております。その工事終了後ですね、運用の方を予定しており、当面の間は地域おこし協力隊を主体を運営をしていこうと考えております。

それと最後となりますが、産業地域振興センターの運営ということで、今年度資産取得いたしました、産業地域振興センターについて、現況ではですね、町の直営により、維持管理運営をしておりますが、平成30年度からですね、指定管理ということで、こちらにつきましては、先般ご説明させていただいているとおり、施設の取得するにあたって、町が投資したということがありますので、その費用の回収というのを目的に挙げておりますので、施設の使用料を町の収入に入れるというような形を取っておりますので、管理事業に収益性があまりないという観点、そこの補填を町の委託料で行うということを想定しておりますので、幌延町が全額出資しております、株式会社幌延町トナカイ観光牧場に指定管理をするというような形でその議案については、3月の定例会に挙げさせていただこうと思っております。

以上、まち・ひと・しごと創生総合戦略の資料の説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ただいまのまち・ひと・しごと創生総合戦略について、質問意見のある方、指名を受けてから発言してください。

## 鷺見委員

産業地域振興センターについてお伺いします。地域おこし協力隊の人がメインになって運営したり、それから乗車券ですか、販売するって書いてあるんですけど。PRセンターね、失礼。それについて土日、日曜日は休むの、休みの体系とそれから今の考えている、4月1日からってもうすぐですから、どういう運営で時間帯だとかをやっていこうとしているのか。

それから、色んな物産も色々入れるということになったけど、まだそこまで行ってないのか、今の現況をお伝えください。

## 角山企画振興G主幹

まずですね、町民乗車票の提供については、PRセンターでやりたいと考えておますので、土曜、日曜の開設についてもですね、ちょっとまだ詰め切れてはいないんですけども、利便性が向上するようにシフトの方は考えたいと思っています。

物販につきましては、今町で出しているものとか、観光案内を含めた移住施策等の情報発信がメインになってくるかと思います。開館時間についても、駅の空いてる時間等々もあるので、その辺は協議を今しているところでございます。以上です。

## 齋賀委員長

他にありませんか。

では、無いようですので、総合戦略についてはこれで閉じたいと思います。よろしくお願ひします。

続いて3、幌延町における風力発電関連事業についての説明を求めたいと思います。

## 角山企画振興G主幹

それでは、続きまして、幌延町における風力発電関連事業ということで、送電網の整備事業と風車の建設事業こちら2件の進捗状況についてご説明させていただきたいと思います。

資料については2つ分けております。色合いが似てるんですけども、表紙の絵が鉄塔のものが送電事業の説明資料で、風車のものが風力発電の説明事業のとなっております。まずは、表のですね、送電網の整備事業についてご説明させていただきます。こちらについては、先般内容についてご説明したところでございますけれども、事業の実施については、北海道北部風力送電株式会社という会社が行っておりまして、この送電網の整備事業については、経済産業省の補助事業ということで、また北部風力送電については、送電事業者の免許を取って事業を進めているところでございます。

資料の2枚目の4ページ上ですね、こちらをいただきたいと思いますが、事業の内容等についてですけれども、送電網を整備するエリアは、稚内の恵北から中川町の約80kmを想定しております。現在の進捗状況ですが、その下に歴年表がありますが、平成29年度までにですね、設計業務、許認可の事前協議、また用地の取得に向けた立ち入り交渉等を進めております。平成30年度からはですね、これらの調査事業を引き続き進めながら、実際に現地の方に入って、区分けとしては上から2段目になりますけれども、環境調査、1番下に書いてある工事建設が始まるということで、平成30年度の6月ぐらいが目途となると思いますが、現地の調査等々が始まるというようなこととございます。こちらの事業については、順調に行きますと平成35年まで事業を行って、操業に入るというような流れになっております。

次に鉄塔のイメージ図ですが、その下のページに書いてありますが、その立地する場所に

よりもすけれども、最大で60mの鉄塔が建っていくというようになります。

次に1番最後のページをご覧くださいなのですが、送電線の計画ルートですね。こちら、今年度までの調査等ですね、概ねですね、ルートの方が決まっております。こちらについては、下に少し拡大した幌延地区のルートを書いておりますが、概ねこういった赤で書いた線の部分について、送電線の敷設工事を行っていくというようなことになっております。こちらの工事に伴いまして、表の下に記載しておりますけど、まず幌延地区については76基の鉄塔を建設する予定で、幌延地区については、この事業エリアの中でいくと中間地点に位置するということもありまして、幌延町内にですね、送電網を整備する工事の作業員の寄宿舍であったり、事務所を設けるというような予定と聞いております。こちらも事業期間中というようなことで、これだけの大規模な工事なので、最大ですね、300人とか400人の作業員が幌延町に入って来るということで、今調整中でございますけれども、町の町有地であったり、民有地において、寄宿舍の建設地、事務所の建設地を事業者さんが探しているというようなところでございます。

送電網事業については以上となりますが、先程も申し上げたように、工事部隊が幌延の市街、また資材置き場としてですね、問寒別地区も候補に入っているのです、事業の説明について事業者さんが予定しているということも聞いておりますので、是非その際にはですね、参加いただければと思います。

続きまして、2枚目の資料の風力発電事業について概要をご説明させていただきます。こちら先般ご説明した内容ではございますけれども、現在道北地区に先程説明した送電網の整備に併せてですね、現在の送電線の容量では繋げる風車が少ないということで、送電線の整備に併せて、風車の建設が行われているところです。

資料の1ページの下段に書いておりますけれども、株式会社道北エナジーが事業実施している風力発電の建設案件、今8案件道北で進んでおりますが、それぞれちょっと小さくなっておりますけれども、増幌、樺岡、川西、川南、芦川、豊富山、勇知と浜里というようなことで事業を進めておまして、現在全ての案件において、経産省の大臣の勧告を受けたというようなところまで事業は進んでおるところです。

次のページをご覧ください。

上の方にですね、今ご説明した8案件を落とし込んだ地図、少し大きくしたものがありますので、位置関係はこちらでございましたかと思っております。

次に風力発電事業の建設にあたっては、環境アセスメントの対象になっておりますので、その評価方法について今一度ご説明させていただきたいと思っております。

2ページの下段の方の表をご覧くださいと思います。風力発電の建設にあたっては、四角枠で囲ってありますけれども、その上に赤字で書いてありますが、配慮書、方法書、準備書、評価書とこの4つの段階を経て計画が認定されることになっておりますが、配慮書の中で、2015年の3月に出されておりますけれども、事業のですね、準備段階において、環境配慮に対する事項がまとめて、計画書を策定しています。次にそれに準じた調査を行うにあたって、その計画であったり、手法を取りまとめたもの、それが方法書。次がですね、現地調査の結果等々踏まえて、環境への影響、予測評価の結果を取りまとめたものが準備書でございます。これら3つの書が出るにあたって、地域住民からの意見を聴取したり、環境省で事業の認可先である経済産業省。また、関係自治体と書いておりますけれども、北海道、あと

立地の自治体の意見も踏まえて、それらの内容を配慮したものを次の段階の書を活かしてということをして繰り返し行っておりまして、この中で公聴会等々、あとは専門家意見等踏まえて、配慮書、方法書、準備書の段階を経てですね、今最終のですね、評価書という段階まで事業の進捗としては来ておりまして、ここに行くにあたって、経済産業大臣の勧告を受けたというようなところがございます。なので、今年中ですね、予定をしておりますけれども、環境影響の評価書を取りまとめて、こちらにも公告・縦覧に付すというような流れになって、この後に施設の建設に行くというような流れになってます。

次のページになりますけれども、浜里の風力発電事業の位置図ということで、こちらをご覧いただきたいと思いますが、既設のオトノルイ風力発電所の北側になります、道路の北側に事業を予定しておりますが、浜里風力発電事業ということで、赤で囲ったエリアの中に風車の建設を予定しております。

次にその下の資料になりますが、環境影響を調査した経緯をここに落とし込んでおりますが、右側の表少し小さいんですけども、ご覧いただきながら聞いていただければと思いますが、希少種の鳥類の営巣木が調査の結果、発見したということで、風車の位置を変えたりですね。また、ビジターセンターからの景観ですね、利尻山の眺望を風車建設の予定により、稜線に風車が入るといような意見があったので、そこに入る部分の6基を取り止めた。そして、そうすることによって、ビジターセンターからの利尻山の眺望を確保したといようなことで、計画を進めるにあたって、こういった調整をしている他、自然植生の調査も行い、影響が最小限になるような位置取りにしていってるといようなこととございます。

1番最後のページには、グーグルのマップの中に風車の位置を落とし込んだものを掲載しております。イメージとしては、こういったところに建ってくるといようなことが予定されているといようなこととございます。

以上で事業説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございます。幌延町における風力発電関連事業について説明がありました。この件について委員皆さんから意見を伺います。

鷺見委員

今、浜里の道北エナジーの設置。当初は26基のいきさつをちょっとよくわからない、説明をお願いします。

角山企画振興G主幹

お配りした資料の中でいきますと、17の中から、北側って言ったらいいんでしょうかね。風車の間が空いている所に6基の計画があったんですけども、ビジターからの眺望を配慮して、その部分については計画から落とすとよくな。

鷺見委員

23基だったのが6基落として、17にしたっていう。

角山企画振興G主幹

というのが今、現状ですね。

鷺見委員

猛禽類、これチュウヒのこと言ってるのかな。要するに今まで我々知ってる例えば、オジロシだとか。それから一般的な雁だとか鴨だとか。それから、そういうものを言ってるん

でなくて、これに配慮した措置があるってことは、この2基を取りやめたってことは、チュウヒのことを言ってるのかなと思ったんだけど、どうですか。

角山企画振興G主幹

オジロワシだと記憶しております。ただ、チュウヒについても生態は調査していると聞いていますね。

齋賀委員長

他に委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

無いようですので、幌延町における風力発電関連事業についてはこれで閉じたいと思います。

西澤委員

これ、関係者外秘となっておりますけど、回収するんですか。

角山企画振興G主幹

いえ、今日の委員会で説明するという目的で両事業者様から提供いただいた資料なので、お配りしたままで結構ですが、関係者外秘。皆様関係者という理解で。

齋賀委員長

それでは、3、その他。

岩川副町長

1点だけご報告させていただきます。

歯科診療所ですね、管理者の変更についてなんですけども、30年の4月1日からこれまで國奥先生が管理者ということだったんですけども、4月1日から今おられる甕先生に管理者が変わりますということをお知らせしておきます。

國奥先生については、完全にじゃないんですけども、今継続して見てる患者さんが居る間は、秋口ぐらいまではちょっと定期的に通って診療されるということをお伺ってます。

無量谷委員長

控室にあったガイドラインの件なんですけどね、これ幌延である程度決めていた中では、ちょっと見させてもらったんですけど、住宅等からね、300M離れたというような条件が記載されているんですけど、今300Mってこんなに離れて良いのかって感じはするんですけど。今実施して作られているのは大体100Mないし、200以内で作られているのかなって感じで。そして、ある程度これは農地に建てられない条件なんで、ある程度原野、あるいは宅地等になってこようかと思うんですけども、それらについたら300Mっていうのはかなり遠い距離でないかなって感じなんですけど。根拠その辺。

角山企画振興G主幹

このガイドラインを作るにあたって、他の町の条件等々も鑑みて300Mという離隔を取ったんですけども、後段に書いておりますが、対象住宅の居住者や利用者の合意が得られた場合は、この限りではないという風にしていて、まずはですね、事業を行う方が、自ら建てようとしている風車の位置の周りに何があるかってことを知ってもらうということで300Mのまず、枠を囲っております。その中でうちのガイドラインの中では、例えばお隣さんがいた場合はきちんと合意を得てるという書類を出していただいて、この確認をするというような内容になっております。なので、300M離れていなきやいけないということは基本で



はありますが、合意が得られればというようなことを考えており、風車の高さも相当ありますので、視覚的な部分も含めて近隣との調整を図っていただきたいという意味で300Mというような数字を入れております。

齋賀委員長

他にその他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

無いようですので、以上をもちまして第2回まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。ご苦労様でした。

(16時27分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主 事 満保希来